

障がい福祉研究会

調査研究報告書

障がい者（児）福祉について

令和6年8月

はじめに

東広島市議会では、市政に関する重要な政策等および課題に対して、議員が相互に認識を深め、合意形成を図り、もって政策立案等を推進するため、政策研究会を設置するものとしている。

また、政策研究会では、①市政に関する重要な政策等及び課題についての調査研究、②調査研究結果の議会における共有を所掌事項としている。

障がい福祉研究会では、令和5年8月から令和6年8月にかけて「障がい者（児）福祉について」をテーマに研究調査を実施した。

障がい福祉研究会 構成議員

- ・会長 岩崎 和仁
- ・副会長 中川 修
- ・会員 原田 栄二
- ・会員 落海 直哉

1 調査・研究テーマ

「障がいのある子どもたちへの支援の基本的な考え方について」

「保育所巡回及び保育所等訪問支援事業について」

「市内の発達支援事業所との連携、協力体制の強化について」

「児童発達支援に関する人材の確保と育成について」

2 調査目的

現在の障がい者（児）福祉を取り巻く環境を把握し、本市の障がい福祉に対する取組みの強化につなげるため。

3 調査方法

- （１）執行部からの聴き取り
- （２）先進地等への視察
- （３）市内関係施設等への視察

4 調査期間

令和５年８月から令和６年８月まで

5 調査経過

年月日	内容
令和５年８月２４日	調査研究テーマ決定 執行部からの聴き取りを行った（健康福祉部障がい福祉課）
９月１４日	次の内容で研修会を行った 講師：議会事務局 三原博道局長補佐（元・障がい福祉課障がい福祉係長） 演題：障がい福祉制度について（概要）
１０月３日	次の内容で研修会を行った 講師：議会事務局 三原博道局長補佐（元・障がい福祉課障がい福祉係長） 演題：障がい福祉制度について（発達障がい）
１０月２３日	広島市西部こども療育センターへ視察を実施した

年月日	内容
11月6日	広島市西部こども療育センター視察後の所感などを協議し、報告書について確認した
令和6年1月18日	執行部からの聴き取りを行った（こども未来部こども家庭課）
3月21日	ライフサポートここはうす視察 視察後の所感などを協議した
4月10日	執行部からの聴き取りを行った（健康福祉部障がい福祉課）
4月22日	社会福祉法人 平成会・東広島市社会福祉協議会・しらとり会への視察を実施した
4月25日	社会福祉法人 広島県リハビリテーション協会（ときわ台ホーム）・つつじへの視察を実施した
4月30日	社会福祉法人 平成会・東広島市社会福祉協議会・しらとり会・広島県リハビリテーション協会（ときわ台ホーム）・つつじへの視察後の所感などを協議し、報告書について確認した
5月14日	社会福祉法人 平成会の「多機能型療育サポートかぼの」への視察を実施した
5月21、22日	社会福祉法人 めやす箱（倉敷市）・合同会社オフィスぼん「bon キッズ谷町」（大阪市）・豊中市立児童発達支援センターへの視察を実施した
5月29日	執行部からの聴き取りを行った（健康福祉部障がい福祉課・こども未来部こども家庭課・保育課）
8月19日	調査研究内容・結果のまとめ

6 調査内容

（1）執行部からの聴き取り（健康福祉部障がい福祉課）

東広島市の障がい者の実態について、現状を聴取した。

- ・実施日 令和5年8月24日
- ・実施場所 東広島市役所第1委員会室
- ・実施内容 p8 別紙1「障がい福祉研究会執行部（障がい福祉課）聴取報告書」のとおり

（2）研修会

障がい福祉制度について、支援の歴史や概念と理念、相談支援事業所等の役割などについて

理解を深めるため議会事務局 三原博道局長補佐（元・障がい福祉課障がい福祉係長）に説明いただいた。

- ・演 題 障がい福祉制度について
- ・実 施 日 令和 5 年 9 月 14 日、10 月 3 日
- ・実施場所 東広島市役所全員協議会室
- ・実施内容 p13 別紙 2「障がい福祉研究会 研修会報告書①」及び p16 別紙 3「障がい福祉研究会 研修会報告書②」のとおり

(3) 視察（広島市西部こども療育センター）

療育についての先進事例を調査するため、次のとおり視察を行った。

- ・実 施 日 令和 5 年 10 月 23 日
- ・視察先及び視察項目 広島市西部こども療育センター（広島県広島市）
「施設と取組み状況」「療育」「医師」について
- ・実施内容 p18 別紙 4「障がい福祉研究会 市外視察報告(広島市西部こども療育センター)」
のとおり

(4) 執行部からの聴き取り（こども未来部こども家庭課）

ネウボラの現状について聴取した。

- ・実 施 日 令和 6 年 1 月 18 日
- ・実施場所 東広島市役所第 2 委員会室
- ・実施内容 p22 別紙 5「障がい福祉研究会 執行部（こども家庭課）聴取報告書」のとおり

(5) 視察（特定非営利活動法人 ライフサポートここはうす）

令和 5 年 11 月 6 日の視察を元に更なる療育についての先進事例を調査するため、次のとおり視察を行った。

- ・実 施 日 令和 6 年 3 月 21 日
- ・視察先及び視察項目
ライフサポートここはうす（愛媛県今治市）
「幼児期の支援の重要性」「親への教育」「学校・地域・行政の連携」について
- ・実施内容 p27 別紙 6「障がい福祉研究会 ライフサポートここはうす視察報告」のとおり

(6) 執行部からの聴き取り（健康福祉部障がい福祉課）

はあとふるの現状と相談支援体制について、現状を聴取した。

- ・実施日 令和6年4月10日
- ・実施場所 東広島市役所全員協議会室
- ・実施内容 p31 別紙7「障がい福祉研究会 執行部（障がい福祉課）聴取報告書②」のとおり

(7) 視察（社会福祉法人 平成会・東広島市社会福祉協議会・しらとり会・広島県リハビリテーション協会（ときわ台ホーム）・つつじ）

はあとふるの在り方と相談支援・委託体制について及び発達支援と療育の施策について調査するため市内事業者へ視察を行った。

- ・実施日 令和6年4月22日・25日
- ・視察先及び視察項目
 - ①社会福祉法人 平成会
 - ②社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会
 - ③社会福祉法人 しらとり会
 - ④社会福祉法人 広島県リハビリテーション協会（障がい者支援施設ときわ台ホーム）
 - ⑤社会福祉法人 つつじ
- ・実施内容 p34 別紙8「障がい福祉研究会 市内福祉事業所 視察報告①」のとおり

(8) 視察（社会福祉法人 平成会「多機能型療育サポートかぼの」）

障がい福祉の発展・向上を目指す上で、意見聴取だけでなく実際の療育の現場の状況を学ぶため、社会福祉法人 平成会の運営する「多機能型療育サポートかぼの」へ視察を行った。

- ・実施日 令和6年5月14日
- ・視察先及び視察項目
 - 社会福祉法人 平成会 多機能型療育サポートかぼの 「療育の取組みについて」
- ・実施内容 p43 別紙9「障がい福祉研究会 市内福祉事業所 視察報告②」のとおり

(9) 視察（社会福祉法人 めやす箱（倉敷市）・合同会社オフィスぼん「bon キッズ谷町」（大阪市）・豊中市立児童発達支援センター）

施設の運営形態とその取組み、療育の手法・発達相談、子育てから継続した支援についての先進事例を調査するため、次のとおり視察を行った。

- ・実施日 令和6年5月21日～22日
- ・視察先及び視察項目
 - ①社会福祉法人 めやす箱（倉敷市）

②合同会社オフィスぼん bon キッズ谷町（大阪市）

③豊中市立児童発達支援センター

「施設の運営形態と現在の課題と取り組み方法について」

「TEACCH 等の療育の手法・発達支援について」

「子育てから継続した支援方法について」

・実施内容 p45 別紙 10「障がい福祉研究会 県外福祉事業所等 視察報告」のとおり

(10) 執行部からの聴き取り（健康福祉部障がい福祉課・子ども未来部子ども家庭課・保育課）
視察先で得た情報・課題と本市の障がい福祉を取り巻く環境などを整理し、新たな課題と現状を聴取した。

・実施日 令和 6 年 5 月 29 日

・実施場所 東広島市役所第 1 委員会室

・実施内容 p53 別紙 11「障がい福祉研究会 執行部（健康福祉部・こども未来部）聴取報告書」のとおり

7 まとめ

発達障がい等に係る障がい福祉施策において、以下の 7 項目が本市の課題であるとの結論に至った。

(1) 発達に課題のある子どもへの支援に関する統一的な方針の明確化

本市として、障がいのある子どもたちへの支援の基本的な考え方を、教育委員会を含め、しっかりとデータに基づいた形で統一する必要がある。

(2) 保育所巡回及び保育所等訪問支援の充実

専門的に保育所を回ったり、各種子育て支援の中でも巡回するなど、保育所巡回及び保育所等訪問支援を充実させていくような流れが必要である。

(3) 市内の児童発達支援事業所との連携、協力体制の強化

就労支援体制の再構築を含め、市内の事業所との連携・協力体制を強化していく必要がある。

(4) 児童発達支援に関わる人材の確保、育成の充実

支援員や保健師の発達に関する見立てのスキルは向上しているが、実際に療育ができる人材が人数的に不足しているため、人材の確保及び育成を充実させる必要がある。

(5) 子育て支援施設での相談、当事者の療育体験や親子療育の充実

本市では、発達に課題がある子どもたちの保護者等が自分自身でサービス計画を作成する

状況があるが、適切な支援を提供するためには、子育て支援施設での相談体制の整備や、当事者の療育体験の充実、親子療育の充実などを通じて家庭での療育環境を整備し、幼少期から療育に取り組むことができる体制を整える必要がある。

(6) 発達支援事業所の充実

支援が必要な対象者の数の増加に発達支援事業所の数が追いついていない現状があることから、療育ができる施設の数を増やすとともに、その質を向上させる必要がある。

(7) 就労支援体制の確立

以前と比べ、就労支援体制が弱くなっているため、発達を含めた形での就労支援体制を確立させる必要がある。

以上、市政に関する重要な政策等及び課題についての調査研究を行ったので、調査研究結果を報告する。

障がい福祉研究会 執行部（障がい福祉課）聴取報告書①

日時 令和5年8月24日（木）午前9時50分～午前11時15分

参加者 岩崎会長、中川副会長、原田議員、落海議員

■テーマ

障がい者の実態について

■担当部局

健康福祉部 障がい福祉課

河本課長、篠原主査、梶永はあとふる所長

■説明資料

「東広島市の障がい者の実態について」（別紙「R50824 障がい福祉課資料.pdf」）

■執行部より現状説明（概要）

- ・令和5年3月末時点での東広島市の人口は18万9,735人。
- ・障がい者手帳には身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類がある。
- ・令和5年4月1日現在、障害者手帳所持者は9,844人。
- ・障害者手帳所持者以外にも医療支援を受けながら手帳を持っていない人や、手帳の取得まで至っていない子どももいる。
- ・身体障害者手帳所持者は平成30年以降若干減少している。
- ・療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加している。
- ・精神障害者保健福祉手帳には発達障がいも含まれる。
- ・東広島市には子育て・障がい総合支援センター「はあとふる」が設置されている。
- ・基幹相談支援センターは障がい者の相談を主に受け付ける。
- ・相談支援事業所で計画相談が行われ、必要な支援が提供される。
- ・相談支援専門員が支援を提供し、セルフプランも受け付けている。
- ・相談支援事業所の数は増えているが、障がい者全体のニーズにはまだ応えきれていない。
- ・自立支援協議会は地域の課題を考えるために立ち上げられた組織で、はあとふるが運営している。
- ・自立支援協議会は各部会から成り立ち、定期的な協議を行っている。

■主な質疑

Q 虐待については、親からの通報か、子どもからの通報か。どのような方からの通報で分かるか。

A 障がい者における虐待は、健常者から障がいのある方への虐待を指す。障がい者から障がい者へ手が出たというのはここでは虐待には当たらない。虐待には何種類もあり、養護者虐待、保護者からの虐待、施設従事者からの虐待、雇用者からの虐待がある。これらの通報は、ご家族の方との会話の中や、ご家族が自分でやってしまったと報告する場合もある。周囲の人や施設の方があざがあると気づく場合もある。利用者は施設が1か所だけとは限らないので、相談支援専門員が気づくケースなど、様々なケースがあり、相談は常に受け付けている。

Q 相談支援体制で、事業所も万全ではないためニーズに答えられてないという話もあったが、はあとふるでの相談の体制という意味では、十分ニーズに応えられているか、それともはあとふるでも同じく、なかなか応えられてないような状況があるか。

A はあとふるでは、一時的に受け付けてそれを次へつなげることが本来の役割である。その他に地域の各事業所における困難なケースについて、一緒に考える、スーパーバイズする役割が本来求められているが、年々、相談件数が増えているがそれを引き継ぐ先の相談支援事業所は増えていないという現状において、本来はそこに引き継ぎたいけれども引き継げないので、はあとふる内でどうしてもケースとして持っていることがたくさんある。そういう意味で、今の人数・体制でこれが回せているかというと、難しい状況が発生しているというのは、課題として我々も認識している。

Q 相談件数に対してやはり人数が足りていない。確認だが発達専門相談、障がい児の人数でいうと、令和4年度が538名で、障がい児の専従が13名。この表を見ても1人あたり約50件近い案件を抱えられていると思うが、はあとふるで1人あたりの案件はどれぐらいか。

A はあとふるの担当状況は、今年の4月時点で5名。3月末までは8名で、その内訳は一般が5名、発達が2名、就労が1名だった。4月からは発達と就労の専門相談員が不在で、一般の相談員が担当している。その後、他の事業所から6月や7月には一部の日に数時間、あるいは週に1日ほどの協力を得ている。

1人当たりの相談数は、一般で約900人、発達で約600人。相談件数が1万件となっ

ているのは、1 人の方から複数回の相談があるためで、実際の相談者数は一般で約 1000 人、コーディネーター5 人で約 200 人。ただし、1 度の相談で解決するケースや、福祉事業所の紹介などで相談が終了する場合もある。一方、継続的に訪問が必要なケースや、事業所へのつなぎに時間がかかるケースもあり、1 人当たり約 50 件ほどの継続ケースがあると考えられる。

発達に関しては、3 月末まではコーディネーターが 2 名だったが、保育所巡回などのニーズが多くなっている。保育所巡回では、毎週 1 日や 2 日、保育所からの要望に応じて訪問し、多くは 1 度の訪問で終了する。また、保育所の先生との連携や保護者へのフォローアップも行っている。これらの業務は現在の一般のコーディネーターに引き継がれており、今年度は昨年度に比べて負担が増えている。

Q 医療連携部会で相談があった場合に、連携は随時行われているか。

A 自立支援協議会には医療連携部会がある。医療的ケア児は、普通のサービスよりも酸素呼吸器を必要とするなどの課題が多いため、その支援方法について話し合う。また、通常の医療との連携も重要で、発達障がい疑いがある場合、医療機関での初期診療の待ち時間が数ヶ月に及ぶことがある。そのため、医師からは診断がすぐにできないとしても、はあとふるに相談する、または逆に はあとふるから医療機関とのやりとりを行うこともある。またコーディネーターと医療機関との連携も行われ、医療機関からの連携依頼や、医師自身が関与する場合や医療機関のソーシャルワーカーとのやりとりも行われている。

Q 東広島市内における相談支援事業所が少ない中で、はあとふるに相談に来られる方がいて、5 名で差配しているということだが 5 名でこなせているような状況か。それとも業務が積み重なりニーズに応えられてないような状況があるか。

A 相談に応じるということだけが業務ではないため、人数的には今の人数では難しいという課題は認識している。どう増やすか検討中だが、事業所に声をかけ相談支援専門員をお願いしているのが現状で、今後の人材育成が課題である。

Q 発達と就労の専門員が 2 人、3 人抜けたことについて、市内全体の相談支援専門員の数は障がい児に 13 人しかおらず、おそらくこの中の発達とか就労に非常に強い相談員が 3 人抜けたということだと思う。ここの相談はやはり多いのか。これで市内を対応するには少ないという認識か。

A 我々としては少ないと認識している。相談支援専門員に限らず福祉人材全体的に少ない状況が発生しており、各市町からも福祉人材を増やすために基本報酬をまず上げて欲しい

という要望が上がっている。今回、我々としても同じように、特に相談支援専門員に着目して、今年度、市長会への要望という形で、相談支援専門員の確保のための支援を国へ要望した。

Q 障がい者の計画相談業務に関しては、上限の数字というものは特にはないという認識でいいか。

A 相談支援専門員について市として、このぐらいの人口規模なら相談支援専門員はこのぐらいがいるのが適切であろうという指針のことだと思うが、規定はなく、あくまで相談支援専門員1人がひと月に見れる人数が39人までというところが決まっているということ。

Q やはり発達障がいが一番注目すべきと考える。早い段階で発見して、療育につなげていく。療育をした時点で小学校につなげるといった流れがあればいい。そうした流れがあることで、社会構造的にうまくいき、本人のワーク・ライフ・バランスも良くなるのではないと思うが、東広島市の支援体制の認識は。

A いろいろな課題があると認識している。段階ごとに課題があり、療育につながろうにもまずはその方に障がいがあるかどうかの診断が最初の入口としての課題である。健診の中で気になるお子さんがいるという発見は早いのかなと思うが、病院にまで繋がらないというのは、我々全体の課題としてある。

また、実際には療育機関や相談支援事業所でも発達障がいを持つお子さんに関わることはあるが、専門とは言いがたく、専門とされることに抵抗を感じる部分もある。実際は、相談を受ける中でこういう特性があるねというようなところは、それぞれの相談機関や療育の機関でしっかりとニーズ把握とアセスメントがされていると思うが、発達専門相談を受けられる方をお願いしたいというと、すぐには難しいということもある。

発達障がいでは、保育所や小学校などのライフステージに応じて、節目節目で必要な支援体制が変わってくる。関わる方が変わったり、人数も増減したりする中で、ずっと同じ認識を持って引き継いで支援をしていく難しさもある。市のいろいろな機関も関わるが、それぞれの思いも違ったりすることもあるので、そのあたりの共通認識をまず持つ必要があり、実際に相談支援を受ける方にとっても、専門として行う時の難しさがあるので、こちらに関わる人材の育成の部分をもどのようにしていくかを考える必要があると思う。

Q はあとふるが設立されて、もう一定年数が経って、その間、社会がどんどん変わっていく中で、社会に順応していくために変化が必要なんだと思うが、はあとふるとして、今後、どういう立ち位置でどういう体制をとるのがいいか考え方は持たれているか。

A 今、その部分が問われている。方向についてビジョンを示さなければいけないという認識はある。今年度、中長期計画を策定中である。また障がい者計画の策定もあり、中長期的な方向性を、最終的にはどこに到達するのか、検討しているところである。

■説明を受けての所感等

- ・率直にこの研究会で取り組んでいかなければならない点として、発達障がいに対しての体制整備に、今、緊急性があると思う。はあとふるのコーディネーターが昨年度まで8名だったところが今5名となり、いなくなった方の領域が、主に発達障がい関係で大変ご苦労されている。
- ・発達障がいの相談件数が、令和2年度からは増えていっている状況で、この研究で、発達障がい児と、それに対応する体制を少し研究して、また執行部に対して、何かできれば。この研究会が直接提案にはつなげられないが、提案に繋がるような道筋ができればいいのかなと感じている。
- ・健診をして障がいがあるのではと気づくが、そこから病院とか施設へつなげることに時間がすごくかかっているということが問題であり、どういうふうに解決をしていくのかなと思う。またははあとふるの今後の立ち位置が本当に一番の問題点だと気づかせていただいた。
- ・はあとふるという入口の部分のところでも、コーディネーターの方が減っているという課題があり、そのあとに繋がる相談支援事業数もまだまだ足りてないという現状で、非常に課題があるというところが見えてきた。またその中で、東広島市の自立支援協議会というところで非常に幅広くいろいろな事柄が協議されているが、全体像は、私は今のところ掴めてないところがあるので、この研究会を通じてしっかりと状況把握をしながら、一つ一つの課題解決に向かって研究していきたいと思う。

障がい福祉研究会 研修会報告書①

日時 令和 5 年 9 月 14 日（木）午後 3 時 40 分～午後 4 時 25 分

参加者 岩崎会長、中川副会長、原田議員、落海議員

■テーマ

障がい福祉制度について（概要説明）

■研修講師

東広島市議会事務局 三原局長補佐（元 障がい福祉課障がい福祉係長）

■説明資料

「障がい福祉制度について」（R050914 障害福祉制度資料.pdf）

「【別紙】発達障害支援の流れ」（R050914 【所管事務調査】【別紙】発達障害支援の流れについて.pdf）

■講師より現状説明（概要）

・障がい者支援の歴史

福祉サービスの受給までの間に障がい福祉事業所の費用負担や相談支援体制、自立支援協議会、発達障がいに関する課題があった

主要な法律：心身障害者対策基本法（昭和 45 年施行）→障害者基本法（平成 5 年改正）

障害者自立支援法（平成 18 年施行）→障害者総合支援法（平成 24 年改正）

・障がいの区分

身体障がい、知的障がい、精神障がい

手帳を持つことで法律上の違いがある

・障がいの概念や理念

国連の「障害者の権利に関する条約」において、障がいは機能障がいを有する人と環境による障壁との相互作用と定義される

障がい者の権利として社会参加を促進し、生活しやすい環境を提供するための法体系と福祉サービス

・相談支援事業所の役割

相談対応、手帳の取得手続きのサポート、サービス利用計画の作成、サービス利用計画書提出後の手続きのサポート等の伴走支援

※相談支援事業所との契約のメリット

プロの視点で必要な支援を判断し本人に合うサービス事業所を紹介できる

定期的なモニタリングの実施により本人の変化に適切に対応できる

ただし自らが支援に必要な点を理解し、サービスを選択する必要がある

- ・ 障がい福祉サービスの種類

障害者総合支援法に基づく自律支援給付や児童福祉法に基づくサービス

具体的なサービス: 自立訓練、居宅介護、短期入所など

自立支援給付や就労移行支援などのニーズに対応するサービス

- ・ 自立支援協議会

当事者の会やろうあ協会も参加

各部会で議論

- ・ 発達障がいに関する背景と課題

医療、教育、労働環境の変化により、発達障がいへの対応が求められている

就職状況の変化

- ・ 国内のひきこもりの増加と発達障がいの関連性

ひきこもりの人の一定割合が発達障がいを持っている可能性が指摘されている

- ・ 発達障がいに関する情報

発達障がいの定義、診断、治療方法

- ・ 地域共生社会の課題

福祉人材の不足、家族ケアの重圧、医療機関の不足、ヤングケアラーの支援体制の不足、理解と差別解消の必要性

障がい福祉研究会 研修会報告書②

日時 令和 5 年 10 月 3 日（火）午前 10 時 00 分～午後 0 時 08 分

参加者 岩崎会長、中川副会長、原田議員、落海議員

■テーマ

障がい福祉制度について（発達障がい）

■研修講師

東広島市議会事務局 三原局長補佐（元 障がい福祉課障がい福祉係長）

■説明資料

「障がい福祉制度について」（R050914 障害福祉制度資料.pdf）

「【別紙】発達障害支援の流れ」（R050914 【所管事務調査】【別紙】発達障害支援の流れについて.pdf）

■研修講師より現状説明（概要）

- ・ 背景としての発達障がい
 - 医療診断基準の拡大
 - 社会的イベントの増加
 - 産業構造の変化によるコミュニケーション困難
- ・ 発達障がいに対する認識と早期療育の重要性
 - 早期療育の必要性と未対応時のリスク
- ・ 発達障がいの特徴とアプローチ
 - 脳の先天的機能障がいに基づく分類
 - 個々の特性の重なり合いと支援方法
- ・ 代表的な発達障がい
 - 自閉スペクトラム症（ASD）
 - 注意欠如多動症（ADHD）
 - 限局性学習障がい（SLD）
- ・ 課題と改善策
 - 初期診断待機期間の長期化

教育と福祉の連携と成人期の支援

診断書の様式と基準の不透明性

新型コロナウイルス感染症による課題

・支援体制の改善策

地域や個別ニーズに合わせた支援

診断書提出と認定基準の改善

■主な質疑

Q 初診待機の問題で、診断書が様々必要な場面があるとのことだが、解決方法はあるのか。

A 発達障がいに係る様々な講師をされている先生からすると、学校現場での診断書は不要であろうという意見がある。普通級で困りごとがあるから支援級にするのであり、診断書がなくとも支援級への変更は現場の判断で出来るのではないかと、という意見である。一方で、学校側からすると、発達障がいの専門家でないので、明確な基準がないと支援級に入れる児童と入れない児童があいまいとなり、保護者への理解を得ることも難しい現状もある。また、手当についても各手当で診断書の様式が違ったり、更新時期により診断書を必要とする時期が違ったりという問題があり、これは制度上のことなので法律から改正していく必要がある。

Q 診断書の発行に時間がかかると聞いたが、内容はどのようなのか。

A 一つの原因として、障がい福祉の手当関係と学校の支援級のための診断書が多く、どうやっても自転車操業になって時間をとられてしまい、頑張っても減らないという現状がある。もう一つは診断書が各制度によって様式が違うという課題がある。そのため、医師はその都度各様式に合わせた診断書を作成する必要がある。様式の共通化が図れていない。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、特別児童扶養手当は更新時期を一時猶予されていたが、その緩和措置が終了したため、コロナ明けで一気に診断書の需要が増したこともある。こうした様々な複合要因から、何か月待ちという状況が続いている。

Q 成人期の居場所づくりで必要とされていることは。

A 成人期の居場所については難しいところで、基本的にはその方が落ちつける場所というのが前提条件になっている。安心して落ち着いて何も考えなくていい場所というのが必要になってきていて、それがまだ民間的にも社会的にも充実とはほど遠い状態である。当事者の会であるとか、あるいはそうした居場所づくりをされている方もいるが、やはり発達障がいにはグラデーションであるという特性によって、どこが居心地がいい場所なのかというのは個々に違うためなかなか難しいところもある。

現在整備されている社会資源としては、発達障がいに限らないが、地域活動支援センターという、ちょっとした催し物があったりとか、お茶をしたりとか、いつでも来ても大丈夫、というようなところがあり、市内では社会福祉法人広島県リハビリテーション協会（ときわ）、社会福祉法人しらとり会の2か所がある。そのほか、地域共生推進課がひきこもり支援として、ひきこもりの方のところへ出向き外に出るというような支援をしらとり会と連携して取り組んでおり、引きこもりの方と農家の支援者さんで作ったジャガイモをノウフクマルシェで配るといったことを行っている。行政だけでなく、多様な居場所づくりが求められており、行政主体でそうした支援をやりながらも徐々に民間資源としても充実していくことが必要である。

Q ASDとかADHD、SLDなど、それぞれの発達障がいの割合はどうなっているか。

A 割合に関するデータが手元にないので回答できないが、自閉スペクトラム症と注意多動症が多くを占めており、かつ、両方あるというのも多かったと感じている。

Q これらの障がいを持っている子どもの保護者も障がいを持っているなど、家族の状況はどうか。

A 最初の早期療育が始まってちょうど20年から30年ぐらいになってきて、ご家族にも障がいがあるというのがちょうど出始めてきたというところであり、おそらく今後もっと増えていくと思われる。やはり現場で対応していくと、子どもさんの療育の支援をするために、まずは親のケアを必要とする場合もある。

障がい福祉研究会 広島市西部こども療育センター視察報告

日時 令和5年10月23日（月）午前10時00分～午後0時00分

場所 広島市西部こども療育センター

参加者 岩崎会長、中川副会長、原田議員、落海議員

（オブザーバー：坂元議員、下向議員）

■調査事項

- ・施設の取組み状況について
- ・療育について
- ・医師について

西部こども療育センターは、発達の遅れやあるいは心身に障がいのある子どもとそのご家族を支援している。センターでは、こうした子どもに関する相談を受け付け、必要に応じて医師を含む専門スタッフによる診察や検査などを行い、発達状況を総合的にとらえ、それぞれの子どもの状況に応じて個別の支援プログラムを作成し、それに基づいた療育サービスを提供している。西部こども療育センターは、障がいのある子どもたちが持つ可能性を追求し、個性を育みながら、幸せに暮らせるように支援していることから、本研究会の調査の参考とするため視察を行った。



■視察先の概要

- ・センターの職員構成と業務内容

医師や看護師、相談員、指導員など79人の職員がいる。診療、検査、訓練、相談支援などを行っている。

- ・地域連携の取組み

障がい者支援事業や療育支援事業を通じて、地域の関係機関や施設と連携している。
研修会開催やアウトリーチに力を入れている。

- ・医師不足が課題

増員が必要で、地域の医療機関との連携構築を進めている。保護者支援の充実も重要。

■視察後の所感など

○施設の取組みについて

- ・障がい児等の早期発見・早期治療と必要な訓練等を行う療育相談室と児童福祉施設があり障がい児の方への支援が充実していた。
- ・障がい児の方が遊ぶ、学ぶ施設が整っており、安心して預けられる。
- ・スタッフも障がい児の方 2～3 人に一人付かれる。
- ・今後、増える障がい児の方々が安心して通える施設が出来るよう働きかけていきたい。
- ・西部子ども療育センターの概要の説明を受ける中で、広島市内には 3 か所のこども療育センターがあり、西部と北部については主に幼児期を、東区の療育センターについては学童期を担っていることがわかり、障がい児に対するサービスが充実していることが理解できた。
- ・西部療育センターの強みを聞いたところ、JASPER（ASD の早期の発見・療育・支援に向けて）と ADOS-2（自閉症診断観察検査第 2 版）であるとの答弁があり、これを活用できる保育士やセラピストなどの人材を育成し、東広島市内へ展開していくべきと感じた。
- ・なぎさ園（児童発達支援センター）では水泳療育（保護者と一緒に入り、ハロウィック水泳法に基づいた指導）を行っているとの説明を受けた。東広島市内でも展開すると良いと感じた。
- ・広島市のこども療育センターの概要について、職員構成、支援内容、地域連携、課題と改善点などに関して説明があった。センターの特徴は地域支援に力を入れている点で、その地域ごとで住んでいる子どもや保護者たちと障がいの種別を越えて交流を持つための地域別療育、また積極的なアウトリーチによりニーズを掘り起こすことが重要とのこと。そして医師不足が課題である一方、地域の学校、保育所等や医療機関等との連携構築が進んでいるとのこと。
- ・施設を初めて見て、本当に障がい児の方一人一人に取り組む姿勢が素晴らしいと感じた。また施設もとても充実していると感じた。それが東広島にどのように結びつけていけるかという点で、少し悩み戸惑っている状況である。
- ・センターの特徴として、地域支援に随分力を入れており、各地域で悩みを持つ保護者が

子どもたちと一緒に対策を練っている様子が感じられた。また、積極的なアウトリーチでニーズを掘り起こすことが課題だと言われていた。

- ・広島市の障がい児支援について、想像はしていたが、3つの施設で幼児から高校生までをしっかりとケアできる体制が整っている点が特に大きい。一方で、本市には「はあとふる」という施設があるものの、発達障がい児への対応が非常に貧弱であると感じる。広島市と同じ体制を整えるのは難しいが、少しでも近づけるための取組みを今後の課題としたい。
- ・東広島市の優れた点は全戸訪問だが、広島市と比べて対策がまだまだ足りないと感じている。広島市は JASPER や ADOS-2 といった先進的な取組みを行っているが、これを医療と結びつける必要があるのか、医療が弱い東広島市でどこまでできるのかという課題も感じる。

○療育について

- ・療育相談のニーズは高く保育所等への訪問を行っているとのことであった。東広島市の保育所等にも来ていただけるような働きかけが必要である。(私立は独自に行っているところもある)
- ・水泳療育という、もともとイギリスのパブリック療法なるものから、マンツーマンで体が不自由な子どもたちでも遊びながら別の楽しさを体験できるという、そういった療育があることを初めて知った。
- ・JASPER などを各園の認定こども園のようなところで展開していくことが必要で、この療育については、前回みづき保育園で講習を受けた時に感じたが、まずはこういう施設とか医療に辿り着くまでにできることをやるということがものすごく効果的だなと思うので、この JASPER を是非ともこの東広島市においても強力に推進する必要があるのではないかと感じた。

○医師について

- ・医師については、広島市ですら医師不足ということを課題に挙げられていた。その点を東広島市と比較するにはちょっと苦しい。そういった医師が増えることは望ましいと考えるので、医師会等への働きかけも必要。本市だけでできるものではないので、医師会へ健康福祉部や子ども未来部等の担当部局が連携しながら要請をしていく必要があると考える。
- ・医師を中心として多くのメニューを作られているが、医師がいなくても出来ること、医師の指導を受けないと出来ないことの整理が解らない状況であった。(JASPER・ADOS-2 など)
- ・今後、医師との連携が必要な部分と福祉分野でできることなど整理をする必要があると考える。また医師との連携が必要な場面でどの様な連携体制が出来るか模索する必要があると感じる。

- ・医師の診察までの期間は、約 6 か月ということであった、東広島市ではさらに長い期間を必要とすることから、診察までの新たなケア体制が取れないかを感じた。

○その他全体を通して

- ・課題がある子どもの発見の仕組みは、東広島市の方が先行していると思った。
- ・施設やなぎさ園など充実していると感じたが、政令市でない本市においては同等のものは現実的でないとも感じた。
- ・本市にはない施設と環境であることを痛感した。
- ・東広島市も、同じことはできないが、同じような仕組みをどう委嘱できるか研究する必要性を感じた。
- ・感想であり、また今後の調査の方向性でもあるが、やはり視察して素人意見・市民目線でいうと、西部子ども療育センターのような施設があればいいなと思う。ただ本市の今の環境を考えると、まだ医師不足等々をはじめ環境が整っていないところもあるので医師の部分、福祉の部分の研究しながら調査をしていく必要があるんだろうなと感じた。
- ・この施設に関しては、本市が広島市と同じようなものを目指すのは少しハードルが高いと思っている。ただ、今のはあとふの現状や場所など、施設の拡充や拡大は目指す必要があると考えている。そのためには、今までの仕組みの中でどこかの施設に頼るのではなく、全体で補っていく考え方も必要だと思う。現在の場所だけでは到底収まりきらないだろうから、施設の方向性をどう広げていくかを真剣に考える必要がある。他県や他の数か所の視察や情報収集をしながら、それぞれでできることとできないことを見極めていく必要があると思う。
- ・東広島の現状では、医師を絡めなくていい障がい児がどれくらいいるのか、何が足りないのか、何が必要なかが掴めていない。そのため、どの道に進むべきかがわからない状況だ。いろいろなパターンがあるが、障がい児がどのような支援を望んでいるのかを把握しながら対策を考えていきたい。

- ◎ 今回の視察で皆さんから出していただいた所感を、今の執行部にも伝えたい。我々が政策研究会で考えていることも踏まえて、今後の方向性を示したい。これをベースに、所管する健康福祉部がどう考え、どうしようとしているのかについて、もう少し意見交換をしたいと思う。

障がい福祉研究会 執行部（こども家庭課）聴取報告書

日時 令和 6 年 1 月 18 日（木）午前 10 時 00 分～午前 11 時 40 分

参加者 岩崎会長、中川副会長、原田議員、落海議員

■テーマ

ネウボラの現状について

■担当部局

こども未来部こども家庭課

植木次長兼課長、大杉参事、宮崎係長

■説明資料

「妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援」（R60118 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援.pdf）

「障がい福祉研究会 説明 追加資料」（R060119 こども家庭課追加資料 1.pdf）

■執行部より現状説明（概要）

・東広島市のネウボラの取り組み

フィンランド発祥のネウボラを参考に、妊娠期から子育て期までの支援を行っている。

出生数の減少と支援ニーズの増加に対応。

こども家庭課の母子保健係が担当し、妊娠から子どもの 3 歳までの支援を行っている。

マタニティ教室や産後ケア事業などを実施。

伴走型相談支援事業の強化や子育て世代包括支援センターの開設を計画。

・「すくすく」体制と地域支援

出産育児サポートセンター「すくすく」を中心に構築。

地域すくすくサポートで地域全体での子育て支援を展開。

12 か所の地域すくすくサポートが設置され、市民全体が利用可能。

家庭児童相談室で児童虐待や DV の対応を行っている。

・子育て支援の強化と取り組み

経済的支援や相談体制の強化。

「こんにちは赤ちゃん訪問」で全戸訪問を実施し、子育て期の孤立を防止。

地域すくすくサポートでの交流や情報提供を通じてコミュニティ形成を促進。

- ・乳幼児の健康診査

1歳6ヶ月児健診や3歳児健診での精神発達面での経過観察と支援。

心理相談員による発達相談や精密検査の案内。

健診事業教室でのサポートと療育への繋ぎ。

- ・支援体制（広報等含む）について

出生数の減少と支援ニーズの増加に対応。

赤ちゃんに触れ合ったことのない出産者や外国人向けの講座を開催。

夫婦で育児に取り組むためのパートナー向けの教室の充実を計画。

チームで児童虐待ケースに対応し、支援方針を決定。

■主な質疑

Q 発達障がいの方々に対する連携について十分に理解できた。全体的に発達障がいの件数が増えているという認識があり、これは東広島市だけでなく全体的な傾向である。今後、このような連携が必要な場合について教えてほしい。たとえば、はあとふるや社会福祉法人つつじとの連携は理解したが、その後のケアについて今のままで良いのか、それとも何か改善が必要なのかについても聞きたい。特に、増えている子どもたちに対して何かコメントや提案があれば教えてほしい。

A 個別相談の件数は増えており、保育園・幼稚園に入園した後の相談も増えている。児童発達を見られるドクターがもっと必要だと感じるが、療育機関が増えているため、個別相談後に療育へつなぐことが課題となっている。母親たちはスマートフォンで情報を収集し、AI が発達障がいに関する情報を提供している。多くの妊婦は就労しており、臨月になるとマタニティ教室に参加し、育児休暇を取る男性も増えている。健診で発達相談を受けると不安が増すこともあるため、東広島市では検索で情報を得る母親に対応するために、伴走型の地域すくすくサポートを提供している。国の対策に加え、母親たちが情報を得る手段や相談方法に焦点を当てた支援を行っている。

Q 視察で「運動から見る発達障がい」ということを教えてもらった。特に、0歳から1歳までの間に、寝返りやはいはい、つかまり立ちといった動作から発達障がいの兆候を見て、そのときに療育ではないが、お母さんができることを教えてもらった。そういったものを訪問などで見れるようになればいいと思っている。だから、実際に訪問している方がそのお母さんに直接言う必要はないが、その赤ちゃんを見たときに発達的な障がいがありそうな感じや情報はつかめているか。

A 全戸訪問をする中で低体重出生児や未熟児など特別なニーズを持つ赤ちゃんには、個別の訪問や病院からのサポートを行っている。また、育児不安を抱える親にも赤ちゃん訪問や地域の支援があり、家庭内の問題に対処するための支援も行われている。その一方で、精神疾患を抱えるお母さんのケースが増えており、産後ケア事業等の宿泊型、日帰り型や産後ケアを受けてもらうなどサポートが必要である。

また精神科医の診断基準が変わり、発達障がいの診断名が細分化されたことで、精神疾患を持つお母さんに対するサポートが強化された。出生時にお子さんの健康状態を確認する取り組みや、運動発達に関するアンケートを通じたサポートが行われ、発達の遅れやその他の懸念に対処するための支援が提供されている。さらに、育児不安を抱える親にはオンライン相談や訪問支援が行われ、初めての子育てに不安を感じる母親には特別なプログラムや教育を行っている。赤ちゃんの成長や発達に対する親の不安に寄り添い、適切な支援を提供するための取り組みを行っている。

Q 身体的な運動発達や運動面での発達を促すような家庭教育支援などはある程度行われているのか。

A 身体的な面での発達が遅れたりという場合には、発達相談会で医療センターの先生と県リハの理学療法士に定期的に来てもらって発達を確認している。

また、育児相談で発達が気になるときに、理学療法士に来てもらいアドバイスしてもらうなど、継続的に関わってもらうことを取り組んでいる。

Q 医療が必要なケースでは、一定期間待つことになるが、社会資源が増えない現状では療育で対応する必要がある。1年間何もしないのはもったいないので、その期間は療育で頑張りながら医療に繋げていくパターンになる。療育の対応範囲は少しずつ広がっているが、東広島の社会資源として、保健師が受け持つ部分と療育の専門家をお願いする部分の現状がどうなっているのかを知りたい。保健師が今できることと、それを外部に任せるパターンがあり、社会的に療育が増えているので、保健師がすべてを対応するわけにはいかない。お母さんに寄り添いながらできることと、専門的な療育（例えばつつじなど）に任せる部分の線引きが必要だと思うがどうか。

A こども家庭課から療育に繋ぐ時は、個別相談で振り分けをして臨床心理士が面談し、療育の適否を判断している。最近では、個別相談を通らずに障がい福祉課に直接申し込むお母さんもいる。療育は定期的に通い、お子さんの発達を促す関わりを提供しているので療育を選ばれた方は使っていただく。保健師は療育を利用する方の発達経過を定期的に聞きながら関わりを続けている。

Q 医療に繋げるパターンのときに、診療の予約をしてもかなり長い間待たないといけな
いことがあると思うが、そこは医療だからと切ってしまうのか、それともその間ほかの支援
を行っているのか。

A 昔と状況が変わり、今3歳の子どもたちはほぼ皆が入園している。以前はこの制度がな
かったため、3歳を過ぎてから公立の幼稚園に入る方も多かったが、現在はほとんどが保
育園や幼稚園に所属しており、医療機関で待つ間も保育園や幼稚園に通う方が多い。1歳
半健診で精密検査が必要な方には、健診後教室で、パオパオクラブ以外のあいあいクラブ
という親子教室に参加を勧めている。一般の支援センターでは他の子どもとのトラブルや
行きにくさがあるため、精神発達に課題があるお子さんだけを招いたあいあいクラブやカ
タツムリの日、2歳の日などのイベントを開催し、受診を待つ間に支援を提供している。

Q 保育園や幼稚園で、発達支援に長けた保育士がどの程度いるか、その量が不足してい
るのではないか。療育の知識を持った保育士の育成が必要だと考える。これにより、保育所
内で療育ができ、医療機関を受診するまでの間に子どもたちの改善が見られる可能性があ
るのではないか。また、保健師が訪問する中で、お母さんとの関わりによって改善するケ
ースも多いと想像するが状況はどうか。

A 去年までは、保育園で気になるお子さんがいると、はあとふるとこども家庭課と一緒に
巡回相談を行い、園に行き教室での様子を観察し、保育士にアドバイスをしたり、保育
コーディネーターも同席していた。しかし、今年はその巡回相談がないため、障がい福祉
課が県発達に必要なケースを依頼している。去年までの取組みは良かったと感じており、
保健師も専門家の視点を学びながら、保育士にも経験を積ませることで力を付けることが
できると考える。

保健師は、集団行動ができない子どもの家庭に入るため、家庭での様子と集団の中での
様子が異なることに気付く。お風呂に入りませんとか、かんしゃくを起こして食べ物を投
げるといった家でのトラブルや困りごとは保健師からも対応方法等の話ができるが、家の
外での全般的な話になると療育や親子教室の役割が重要だと思う。保育園や幼稚園に入園
する子どもも多く、保育現場における支援が重要な課題となる。

■聴取後の所感等

- ・幼稚園の先生や保育士に療育の知識があればもっと保育の質を高められると感じた。
- ・保育の現場でマンパワーが足りない。保育現場の方々の人材育成ができる状況を作り出
すことが必要。

- ・ネウボラ等、全戸訪問を始め東広島市の保育の質は他市にないものがあると改めて感じた
- ・東広島版ネウボラに関して、取組みに感心した。しかし、はあとふるの現状には問題があり、東広島市としての機能を改善する必要があると感じた。また、保育士や保健師の役割について、明確な理解が必要であり、療育につなげるための充実が求められると感じた。今後も改善の余地があると思う。
- ・保健師、療育担当者、医療関係者の仕事の明確な分担が望ましいと感じた。しかし、これは簡単には実現できないかもしれない。医療の分野では少し不利な状況にあるかもしれない、これを他の分野でどう補うか考える必要があると思った。
- ・西部こども療育センターへ行った際、各市町での広域連携が図られており、医療の部分でも発達障がいのあるところで近隣市町との連携ができればいいと思う。実際、西部療育センターには東広島から2名の方が通っており、医師会とかそういう壁があるかもしれないが、広島県全体での連携が取れることが望ましいと思う。医師不足の問題も頭に置いておきたい。

障がい福祉研究会 ライフサポートここはうす視察報告

日時 令和 6 年 3 月 21 日（木）午前 10 時 00 分～午後 0 時 00 分

場所 特定非営利活動法人ライフサポートここはうす（愛媛県今治市）

参加者 岩崎会長、中川副会長、原田議員、落海議員

■調査事項

- ・ 幼児期の支援の重要性について
- ・ 親への教育について
- ・ 学校・地域・行政の連携について

「ライフサポート ここはうす」は、2003 年 4 月に主に発達障がいの方たちを対象とするサービスの展開を目的として発足した特定非営利活動法人で、「ここはうす」の"ここ"には、「個々に応じたサービスの提供」への思いが込められているとのこと。

「ご家族をはじめ、地域の方々・行政・教育・医療機関など、様々な方たちとのコラボレーション（協働）やコミュニケーションを大切にしたい」という理念のもと、地域社会との連携を展開し、利用者主体のサービスを提供することを目指し、開所以来、障がいを伴う彼らと私たちの特徴の違いに注目し、お互いが穏やかに心豊かに生きていけるための組織づくり・思想づくり・地域づくりを目的に活動していることから、本研究会の調査の参考とするため視察を行った。



■視察先の概要（特徴）HPより (<http://www.comiken.info/>)

・障がいを伴う子どもたちと共にチャレンジ

子どもたちの将来を見据えて、その人らしい生活を送るためのスキルアップを図る支援を行っています。 幼児～低学年では様々なスキルや認知面でのボトムアップ、高学年からはお仕事や生活スキルに視点を向けた取り組みをしています。

また、中学生以降では、ここはうすで身に付けたスキルを外に持ち出し、より将来の生活に近い環境の中でスキルの定着を目指しています。

・ご家族や支援者の方たちと共にチャレンジ

支援者や保護者、発達障がいを伴う方たちを取り巻く全ての方に向けた様々な研修など、支援力・人間力をアップするための取り組みを行っています。

・地域の方と共にチャレンジ

主に自閉症について地域の方たちにもご理解をいただけるように、FM ラヂオバリバリ (78.9 MHz)より情報発信を行っています。

ここはうすを取り巻く様々な事柄を明るくポジティブにお伝えして、「工夫があればできる人たち」という捉え方を、多くの方と共有したいと考えています。ぜひお聞きください！メインのパーソナリティはここはうすのスタッフですが、時折子どもパーソナリティも参加してくれていますよ！ぜひお聞きくださいね♪

『ここはうす発！“私らしく”プロジェクト』

毎週火曜日 11:00～11:15(再放送 日曜日 12:45～13:00)



■視察時の内容など

・幼児期の支援の重要性

0歳から3歳までの幼児期の支援が極めて重要であることが指摘された。この時期の適切な支援が、将来的な就労などの自立に大きく影響するとの意見があった。

- ・親への教育

親への教育や情報提供が不足していることが課題として挙げられた。権利教育や消費者教育などを通じて、親の意識や主体性を高めることの必要性が議論された。

- ・学校・地域・行政の連携

学校、地域、行政が連携し、一貫した支援体制を構築することの重要性が指摘された。特に、インクルーシブ教育への移行など、教育現場での支援体制の整備が課題として挙げられた。

- ・啓発活動

ラジオ番組を通じた啓発活動など、地域への情報発信の取組み事例が紹介された。こうした活動が、当事者への理解を深めることにつながるとの意見があった。

■視察後の所感など

- ・親への教育が大事だと感じた。子どもを本当によくしようとするとき、子ども目線で考えるが、その裏には親が関わっている。親をどう導いていくかが大事だと知った。子どもにはできる可能性があるのに、親がそれを妨げている部分も多い。親の存在が重要だと感じた。

また、TEACCH プログラムでは目で理解することが大事で、はっきり伝え、具体的に示すことが重要だと学んだ。日本は抽象的な伝え方をするので、どっちつかずの伝え方になることがよくないと教えてもらった。アメリカでは 99.9%の自立障がい者が就職し、自立して暮らしているので、TEACCH プログラムが大事だと感じた。

- ・親の教育や理解が重要だと新たに知った。また、別の視点から、子どもたちが「チョコレートちょうだい」と言う話があった。チョコレートとクラッカーどちらが欲しいと聞いたときに、チョコレートが欲しいと言った子をしっかり褒めるという話を聞いた。最初はアメリカの教育っぽくて日本の教育には合わないのではと思ったが、実はこれは権利教育の一つで、子どもの権利や自分がしたいことをしっかり伝えるような育て方をしていると知った。

- ・質問した地方ラジオでの情報発信について、発達障がいや障がいの子について、当事者だけでなく関係のない人にも知ってもらうことは重要だと感じた。

また、親の教育についても印象的だった。施設のサービスを充実させるだけが本当によいのかという言葉があったが、親の教育も含めて考える必要があると思った。「はあとふ

る」の機能を強化するだけでなく、真の療育のためにはどうすればいいのかをもう一度考える必要があると感じた。TEACCH プログラムについても、以前の講習会で話があったが、これをどう広めるかが課題だと感じた。また、無策にインクルーシブ教育を行うと、障がいを持つ子が無視される対象になるという指摘もあり、障がいを持つ子とそうでない子を一緒にする際の工夫が必要だと思った。グレーゾーンの親に対しては、こちらからどんだんアプローチすると逃げてしまうので、どうすれば来てもらえるかを考える必要がある。また、学校が失敗している点として、カリキュラムに合わせて進めるだけでは孤立する子が出るので、個々の子どもにどう対応すべきかを学校も考えなければならない。

- ・ 公立小中学校の教員全員が発達障がいについての講習を受けるという西条市の取組みは効果的だと感じた。今回のまとめとしては、まず TEACCH プログラムにしっかり取り組むこと。その前に、幼児期の支援を親と一緒にいき、親の目線を依存型ではなく、自立型に変えることが重要だと感じた。その子どもが将来納税者になるためにどうすればいいのかを考えることが大きなポイントだと思う。幼児期の親へのアプローチは、プッシュ型で支援を行い、IT やアプリを使って「こういった支援がありますよ」「相談に乗れますよ」という体制を整えることが必要だと感じた。これによって、親と一緒に子どもをどう育てるかを考え、子どもが納税者として自立するための育て方を共有することが大切だと思う。

支援体制を作るには、TEACCH プログラムが中心となる。このプログラムを障がい者を担当する放課後児童クラブなどで広めることで、地域全体で子どもたちの支援ができるようになると考える。また、地方ラジオで特性を紹介したり、公立の小中学校や幼稚園、保育所で発達支援者向けの講習会を年に一回行うことで、広めることができると感じた。

最後に、どのような社会を目指すのかを考えながらサービスを提供することが重要だと感じた。これが大きなターニングポイントであり、目指すべき方向性だと思う。

障がい福祉研究会 執行部（障がい福祉課）聴取報告書②

日時 令和 6 年 4 月 10 日（水）午後 1 時 15 分～午後 2 時 30 分

参加者 岩崎会長、中川副会長、原田議員、落海議員

■テーマ

障がい者の実態について

■担当部局

健康福祉部 障がい福祉課

河本課長、松井参事、山下主査

■執行部より現状説明（概要）

- ・昨年度から一事業所が撤退し、コーディネーターの人数が減少した状況。
- ・6 月に広島県福祉事業団のリハビリテーションセンターで心理士の協力を得て、発達障がいの対応を週 1 回 1 日の形で実施。
- ・7 月から市の保健師を流動体制で配置し、相談対応を補う。
- ・会計年度任用職員で発達心理相談員の職を新設し、任用を募集。1 月から導入。
- ・今年度から保健師が正式に本職として配置され、心理士と交代制での対応を模索中。
- ・就労支援の面では現状課題があり、ハローワークとの連携を強化するためネットワーク会議を設置。
- ・一般的な相談への対応が主軸となっており、地域の事業所との連携を強化するため委託化も視野に入れて検討中。

■主な質疑

Q はあとふるは現状ではチームで対応ということで、会計年度任用職員と事業所の方と保健師さんでやられているとのことだが、今はその 3 人で相談を受けられている状態なのか。

A 昨年の 4 月に新たに体制を整え始めた当初は、対応できる人材が全くおらず、相談を断らざるを得ない時期もあったが、その後チームが整備されてからはできる限り対応できるように努めている。現在、専門の職員は週に 1 回の勤務となっているが、常勤の保

健師が相談を受け、その内容に応じて心理師に引き継ぐか、保健師自身で対応できるものは完結させるという体制で運営している。

ただ、現状で問い合わせに完全に対応しきれているかという点、やはり人員不足が影響し、対応できる件数は減少している。令和 5 年度の対応件数は、令和 4 年度までと比較して減少しており、その原因が相談件数自体の減少なのか、人員不足による対応遅延なのかは明確にはなっていないが、全体的には 100%の対応には至っていないと考えている。

Q 今後、委託を検討する中で特に大きな課題となっているのは、就労支援に関して非常に重要な方々との連携が取れていない点だと思う。当該事業所に対して、その部分の対応をお願いするような委託の方法が可能なのか。

A 今まで担当していただいていたその事業所が果たしていた役割は非常に大きく、他に適切な事業所を見つけることが難しいという現状もあるため、その事業所へのアプローチを継続していきたいと考えている。

Q 発達支援に関して、特に強みを持つ事業所と、今後頑張ろうとしている事業所があると思うが、それぞれに対して発達支援の委託を行うことは可能。うまく振り分けることができるのではないかと考えるが認識を伺う。

A 地域への委託化に関して、特に発達支援の部分についてはまだ具体的な方向性が見えていない状況である。委託化を検討する際には、まず一般的な相談、特に計画相談の部分を考える必要があり、計画相談は、サービスを利用する際に最初に計画を立てる段階で関与する専門員が担っているが、一般的な家族相談や生活の困り事などサービスに直結しない部分の相談については、報酬が発生しないため、対応が難しいことがある。現在、はあとふるがこれらの一般的な相談を受け付けているが、その量が増加し、対応が難しくなっている状況である。そこで、一般的な相談を他の相談支援事業所にも分散して対応してもらうことで、はあとふるの負担を軽減する委託化を検討している。

また、発達支援に関しても、はあとふるだけで対応が難しい部分があるため、サービス提供機関や他の事業所と連携を強化し、委託できる部分については引き続きアプローチを続けていく予定である。

Q 発達支援について、これまで調査を行ってきた結果、放課後サービスを提供している事業所などに構造化や TEACCH プログラムを広める必要があると考えている。そのためには、さまざまな講師を招き、施設の関係者に集まってもらって勉強会を開く体制を整えることが重要だと思うが、このような勉強会を実施した際に、実際に療育を運営し

ている事業所が積極的に参加してくれるかどうかについては少し不安がある。事業所の向上心や参加意欲についてどのように認識しているか、分かる範囲で教えてほしい。

A 全ての事業所がどのように考えているかは明確ではないが、構造化や TEACCH プログラムについては多くの事業所が関心を持っており、特に大きな事業所では、独自に講師を招いて取り組んでいるところもあると承知している。

療育プログラムの進め方に関して、各事業所の判断が重要であり、我々から一方的に指示するのは難しい部分があるが、様々な方法論の一つとして TEACCH プログラムを提案し、意欲のある事業所が興味を持ってくれる可能性は高いと考えている。療育は一つの方法論だけで完結するものではないという認識は共有されており、音楽療法や運動療法など多様なアプローチがあるのもそのためだと思う。研修という形で TEACCH プログラムを提示し、受講したいと考える事業所が出てくることを期待している。

Q 厚生労働省が現在発信している様々なプログラムの多くが TEACCH プログラムを主軸にしていると聞いているが、どのように認識しているか。

A TEACCH プログラムは、対象者に見通しをわかりやすく提示し、見通しが立たないことによる行動の難しさを解決するための手段として、広く定着しつつある。国内で「構造化」という言葉が広がり始めたのは、TEACCH プログラムがきっかけであり、構造化の考え方の根底には TEACCH プログラムがあると理解している。

しかし、この構造化を正しく習得し、療育サービスに活用できている事業所がどれだけあるかは、現状では把握できていない。事業所ごとの構造化の実施状況を定量的に判断する評価軸も持っていないため、今後の課題として、どの程度 TEACCH プログラムが普及しているかを把握する必要があると考えている。

■説明を受けての所感等

相談体制に係る課題が大きいということを研究会の共通認識とし、今後、市内の事業所を訪問して現場サイドからのご意見を伺い、体制整備の方策について研究していくこととする。

市内には児童発達支援事業所が 60 事業所あるが、その支援の質の向上につながるような提案ができるよう調査研究を進めていく。

障がい福祉研究会 市内福祉事業所 視察報告①

日時 令和 6 年 4 月 22 日（月）・25 日（木）

場所 ①社会福祉法人 平成会

②社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会

③社会福祉法人 しらとり会

④社会福祉法人 広島県リハビリテーション協会（障がい者支援施設ときわ台ホーム）

⑤社会福祉法人 つつじ

参加者 岩崎会長、中川副会長、原田議員、落海議員

（オブザーバー：坂元議員、下向議員）

■調査事項

- ・はあとふるの在り方と相談支援・委託体制について
- ・発達支援と療育の施策について

本市の障がい福祉に関して研究をする中で、今までの視察や執行部の説明から、発達障がい児への支援体制の強化、相談支援体制の改善策、医療機関との連携強化などに課題があり、具体的には早期からの療育、関係機関との連携強化、人材育成等の重要性が見えてきた。

次の調査として「基幹相談支援センター」「自立支援協議会」「虐待防止センター」3つの体制で運営する「はあとふる」の役割や地域の相談支援事業所との連携の在り方を研究するため、市内の事業所である社会福祉人の平成会・東広島市社会福祉協議会・しらとり会・広島県リハビリテーション協会・つつじの視察を行った。

■はあとふるの在り方と相談支援・委託体制について

①社会福祉法人 平成会

自立支援協議会の部会である NETZ が相談員の育成を担っているが、はあとふるには若手が多く、地域の施設へのスーパーバイズが難しいと思われる。支援体制について地域生活支援拠点は整備されているが、運用が不十分な可能性があり、定期的な点検が必要と考える。また面的にネットワークを支える体制を構築しようとしているが、運用の対策が不足している可能性がある。

現在コーディネーターは 2 名いるが、地域拠点の情報や加算方法など市のアドバイスがあれば開所したいとの意見がある。相談員の育成には法人だけの力では難しい側面がある。

3 障がいに対して今までは得意な所だけやっていたが、今は地域割りの関係もあって全部受けており、対応が難しい場合はあとふるにお願いし、平成会としては後方支援するようにしている。また、しらとり会とも連携はしている。

②社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会

国の方針と東広島市の取組みとして、国は地域生活支援拠点の整備と相談支援体制の強化を求めている。東広島市でも基幹相談支援センターの設置や地域生活支援システムの構築が進められているが、実際の運用面で課題がある。地域生活支援拠点は、緊急時の受け入れ対応や地域の体制作り、専門人材の確保・養成などが求められている。

相談支援事業所の現状と課題として、東広島市内には発達支援で 8 事業所、就労支援で 16～17 事業所があるが、人材不足と専門性の確保が課題となっている。特に児童分野や医療的ケア、手話対応など専門性の高い分野での対応が難しい。相談支援専門員の育成と、報酬改定による処遇改善が必要とされている。基幹型の人材不足があり相談支援所をバックアップしないといけない人材やスーパーバイズのできる人材の育成が必要だが、研修を受けただけでできるものではない。

③社会福祉法人 しらとり会

はあとふるは基幹型であるが委託相談支援事業所でもある。福祉サービスに繋がっていない中での生活困窮に対し支援があるが、つながったらいったん終了となることが多い。はあとふる自体が伴走してもらう仕組み作りが必要。

④社会福祉法人 広島県リハビリテーション協会（障がい者支援施設ときわ台ホーム）

障がい福祉課内に新しい室が出来たが、はあとふるには相談するスペース・空間がない。相談支援の中核としてはあとふるはあると思うが、相談だけでなく活動、体を動かすことを活用しながら楽しむことを通して、障がいを和らげる、人間としての生活の中での安心感を感じてもらうことが施設の役割だと思っている。はあとふるだけでは、生活実態や物理的なことは出来ないと思う。実態としての福祉ができるか？市に相談した後に、どうやって社会復帰するか？特養でデイサービスに通いながら畑仕事をしながら人とのつながり（かかわり）を再構築する。結果として地域に出れるようになったということもある。取組みの効果の検証・実証ができた。花を植えたり、ピザ福祉を実践している（いっぱい乗せたら良い物ができないとの意味）。はあとふるは、相談を受けるだけで終わるのではなく、次の段階へ調整を図るコーディネーター役をしっかりとってほしい。

■発達支援と療育の施策について

①社会福祉法人 平成会

当施設では、ガチガチの TEACCH プログラムではなく、柔らかい雰囲気の中で行っており、学校や保護者から高い評価を受けている。発達支援や療育について正解は一つではないので、各施設を見て評価していただきたい。広島大学の卒業生からも心理士が来ており、育成には 10 年かかるかもしれないが、育てていきたいと考えている。また、企業型の保育園を運営しているが、職員の利用が多く、数人の待機も発生している。

ひきこもりの方の親御さんに声をかけて、あおぞら広場地域座談会を開催した。親御さんもうしろしたらいのか、相談していいのかもわからないということが多く、同じような境遇の方と話せる場をつくることが目的であり、つながることすら出来ていない親御さんにどうつながるかが課題である。

セルフ計画率について、保護者や親御さんが訓練や療育で改善すると期待しているケースに対してどのように説明するか、また保護者や親御さんもどのように支援してほしいか分からない時もあり課題である。

自立支援協議会のなかで、制度的な問題があるが、幼稚園や保育所など、家族が一体となって支援する体制をつくる必要がある。

行きしぶり・不登校について、発達の特性によって、学校に通える人や放課後デイサービス（放デイ）に通える人がいる。放デイに通いながら学校に復帰するプログラムもあるが、実施が難しい。学校へのアクセス方法を改善する必要がある。

③社会福祉法人 しらとり会

働く場としてのワークセンターと相談支援を行う支援センターの 2 つの事業があり、精神障がい者の支援に取り組んでいる。広島県と東広島市の精神障がい者の統計データが示されたが、統合失調症に加えて気分障がいやストレス関連障がいなど、多様な精神疾患が増加しており、手帳所持者と医療サービス利用者の違いや、福祉サービスの利用促進の難しさなどの課題がある。令和 6 年 4 月から市町村に精神保健に関する相談窓口が設置されることになり、従来の保健所に加え、市町村でも相談対応が求められている。介護うつや引きこもりなど、メンタルヘルスに関する相談全般を受け付ける体制づくりが必要とされている。その中でも精神障がい者本人や家族への支援が重要であり、家族の集いの開催や、当事者同士の交流の場の提供など、専門機関以外での支援の取り組みが必要である。

⑤社会福祉法人 つつじ

自閉症児一人ひとりの特性に合わせた個別化された支援を重視している。週 5 日の通所により習慣づけを図り、1 対 1 の個別指導を中心に行っている。視覚的な手がかり（写真、イラスト、スケジュールカード等）を活用し、構造化された環境を提供することで、わかりやすい支援を心がけている。

活動の難易度を徐々に上げながら、集団活動への参加を促進している。最初は 1 対 1 の

個別指導から始め、次第にグループ活動を取り入れていく。刺激が強い場合は別の環境を用意するなど、子どもの成長に合わせて対応を変えている。

自閉症児の生活習慣の定着にも力を入れている。食事の仕方や手洗いなどの基本的な生活習慣から始め、将来の就労を見据えた支援も行っている。休憩時間の過ごし方や、職場でのルールなども教えている。

保護者との密な連携を重視している。入所前に複数回の面談を行い、子どもの特性を把握する。また、個別の支援計画を立て、スケジュールや活動内容を決めている。保護者に子どもの様子を伝え、協力して支援に当たっている。

■質疑応答など

①社会福祉法人 平成会

Q 相談員育成にはどれくらいの期間がかかるのか？

A 資格がなくても5年の現場経験で1週間の研修を受ければ資格は取得できる。相談員の養成が必要なことだが、10年以上経験して管理者まで経験した人が相談員となるのが一番良いと考えるが、相談支援事業は採算がとれる事業ではなく20年かけて相談員を育てることは難しい。

Q 隙間隙間の悩みがあるのではないか？

A 切れ目無く支援ができれば良いと考えるが、学校関係でも連携が難しく、例えば高屋中学校と施設の連携も難しい。また学校の先生もクラスを担当することで手一杯なのに、それ以上に施設との連携というのは難しい。支援級に通っていて連携しているところもあるが、先生が替わったときに難しくなったということもある。

どこも余裕がないのが現状で、はあとふるも平成会も無理な体制で運営している状態である。話を聞いて対応出来ればよいが、報酬との関係もあり話を聞いただけとなってしまうため、現状ははあとふるにつなぐしかないが、利用者側からみたら他部署に回されたと感じる人もいる。相談支援を行うと時間がとられ報酬には繋がらない。それでは施設の運営が出来ないため相談支援を受託するといった事業所が出てこないと感じる。

Q 相談委託について考えるか？

A はあとふるが相談委託を、次の包括の契約で、地域ごとに社会福祉法人に委託する（呉市はやっている）となるとしたら、6年後に向け高屋地域で障がいの地域委託をするには、現場の職員の確保をするのが難しいため出来るのか不安はあるが、平成会としてはやって

いきたいと思っている。

②社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会

Q 発達支援や療育への対応は保育所への巡回ができればはあとふるの負担は減るか？

A 市でいろんなことを取り組んでいて、つつじさんのような経験がある施設を使えないのは損失、働きかけは継続してもらいたい。

Q 今のはあとふるは基幹型に絞り、相談委託部分を社会福祉協議会が対応可能か？

A 国が示しているようなものは人が何人必要か分からない。すべて担うには業務内容としては厳しいと考える。

Q 本市の障がい福祉施策を含め、はあとふるの体制などに何か要望・考えはあるか？

A コーディネーターは増やして行く必要があると考える。市役所内の庁内連携を密にする必要がある。相談を抱えすぎではないか。各圏域の中に相談が受けられるところがあればいいが、障がい特性が幅広いだけに、包括は難しい。就労まで話ができるのか？

国の指針による受託は中身によっては難しいと思われる。3 障がい＋発達の 4 障がいすべてに対応できる職員はいない。基幹型のはあとふると連携しながらの対応となるが、得意不得意がある中でどの相談を受けることができるか疑問である。

③社会福祉法人 しらとり会

Q はあとふるが委託を検討しているようだが、現状はあとふるに職員を派遣してもらっているが、こちらで受けることはできるか？

A 正式に案内が来てないので、考えてもいない。

主任相談支援専門員が何名必要かといった国の指針や整理についてまだまだ分からないことや、報酬体系についても不明な点がある。人材の確保が大変であり、現状でははあとふるに出向している間は人件費を確保出来るが今後についても不透明である。「報酬の整理と人材不足」が課題である。

Q 件数に応じた委託か？

A はあとふるが電話を取ってくれていて、電話を取っていると委託の仕事はできない。

精神障がい電話相談が多く、はあとふるの中でも電話相談が多い。相談者は困窮世帯も多く、スマホなどの通信費にお金をかけられないので、電話が多いと認識している。またスマホは操作が複雑なものもあり逆に混乱してしまうことから、オンラインの面接は難しい場合が多いと認識している。もう一つの課題として仕事に慣れてきた事務員が電話対応をすることも多いが、相談者への対応を間違えると混乱を招くことがある。

Q 精神障がい者支援に得意とされているのはしらとり会だけだが、特段の苦労があるか？

A 精神障がい者の支援はサービスに繋がりにくいのが特徴で、最初の相談から10年経過後にサービスに繋がった場合もある。委託となっても同じ課題があり、一番重い課題だと考える。

Q 中途障がいが増えていくと聞くがどのように考えているか？

A 基本的に精神はほとんどが中途障がいである。ベースに発達とか軽度の知的があり、それは家族のつどいの場で話を聞くとそう感じることもある。高校を卒業してからまたそうなる場合もある。療育の手帳をもらったり、精神の部分はなかなかわかりにくいと言われている。将来的には納税者になってほしい、働けるようになってほしい。すべて支援が必要な人ではない。

④社会福祉法人 広島県リハビリテーション協会（障がい者支援施設ときわ台ホーム）

Q 市が委託型を検討しているが、特徴をもった形で運営しながら、基幹に出向するという方法はどうか？

A 必要だと思う。行政として出来ることは行政で、施設としての役割を考えなければならない。ただ受託するとしたらネットワーク、連携はどうするか考えないといけない。それは知的等の施設など、精神、身体などの中で、現在の縦割りの福祉体制では不安がある。特徴を考えながら3障がい一元化されているとしても実態はその機能が残っているので、それはそれで考えないといけない。

Q それぞれの施設で得手不得手があり、はあとふるはそれぞれの得意な人が出向してきているので良いと思うが、スーパーバイザーとか、はあとふるで相談件数を1人100件以上持っている環境の中で、相談員をどのように育成するか？1名を複数名にするとかの要請があった場合は、そのあたりの対応はどうか？

A 国家資格を持つ人は一部いるが、人口減にどう対応するか？医者については養成機関で

ある医学部は広島県には一つしかない。行政が大学と一体化して養成していかないといけないと考える。その中でも東広島で唯一の介護資格を取得できる学校が無くなったが、専門学校ができたので学校の先生は喜んでいと聞いている。相談支援事業所では費用は持ち出しで行なっているため率先してやるのは難しい。

専門職は減っている。管理者は今は同一敷地内でなく離れていても出来るようになったが、社会福祉士等の他の職種も兼務できる形にしてもらえれば一つの形で出来ると思う。特区とかを発信してもらえないか？将来的にそうなるしかないのでは？児童も高齢者も一つのところで見られるような形で運営できるように。お金もかかるが…。

⑤社会福祉法人 つつじ

Q はあとふるからの依頼はあるか？

A はあとふるからの依頼はいくらかあるが、はあとふるから撤退したのですべてではない。

引きこもりの対策、生活保護の対策など、行政は療育の予算をつけて、支援の必要がない人を育てるべき。それは早期の療育をどうスタートさせるか？という形をどうつくるか？

プレイヤーがいなのが課題である。

Q 本市にはネウボラの制度があって、グレーの部分が分かっているので、早い段階で療育を始め、次のステップとして学校につなげて行くことが必要と考えるがどうか？

A 児童発達等についてH18年くらいに法律ができたが、当時の自閉症協会の会長が鍛えたら治ると言われていた。そういった発達障がいについて知らない人たちを雇っていけばいいかという疑問がある。勉強した人をどう育てるかが課題で、つつじでは職員を通常の倍くらい配置して人を育てている。今後はセンターを1つか2つつくるか検討中である。

市に人を派遣するより、センターを作った方が良いと思うので人を育てている。市も賛同していると感じるが、どういう技法でやろうとしているか分からない。

Q 職種や特性に応じた就労についてどう考えるか？

A 子どもの時に親が必死になっていろんな所へ行って相談して、余計に分からなくなるといった場合もある。遺伝もあり親もその特性を持っている可能性がある。親子関係、場所といった環境も必要。また就労について、いじめがあって不安かという、施設もいろんなことがあり、また企業でも雇用義務の関係で企業の方が必死になって雇用して

いる部分もある。ずっと以前は障がい者を施設が抱えて、社会に出すのが可哀想っていうような社会の考えもあり、就職させるのが可哀想と言われていた時代もあった。

■視察後の所感など

①社会福祉法人 平成会

- ・はあとふるは基幹型として残しつつ委託を受けることができれば良いと考えている。
- ・委託を受けることで相談員の養成期間があれば対応可能であることがわかった。
- ・3 障がい対象となるので課題はあるが、連携体制を構築することは可能と思われる。しかしながら、地域割りで相談を受けると相談に時間がかかってしまうことが懸念される。
- ・発達支援ができる職員を長年かけて育ててきている。様々なケースに対応できるようになるまで約 10 年を要することが分かった。
- ・発達支援について学校との連携がとりにくく対応してもらえる管理職により対応が違うことがあるとの意見があった。また増加傾向にある発達の支援は幼少期より早急に取り組む必要があることについては同意見であったが、取り組み方については課題があるとの意見を頂いた。
- ・発達障がい支援について、施設は近年 60 か所にまで増え続けている状況であるが、相談員が増えていない。施設にお金を出せば上手くいくものではなく、市としてのビジョンを明確にしていくべきである。
- ・人材を育てるのは法人だけでは難しい現実がある。
- ・医療で判断される前に子どもに療育対応ができるかが大事であり、保育所訪問や親にも学んでもらって家でも療育ができるよう、プレイヤーを増やすことが重要である。

②社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会

- ・社協としては、国が示す委託方法であれば対応は難しいが、窓口としての受付のみなら対応可能であることがわかった。
- ・専門性が多岐にわたり、支援員が確保できないのが課題である。
- ・はあとふるは総合・伴走の支援をしているが、伴走支援を他事業所が受けてくれれば良くなると思われる。

③社会福祉法人 しらとり会

- ・精神疾患のほとんどが中途障がい、発達段階での課題を持っている方が多い。
- ・就労支援について、一度精神に課題を持つと就労支援 A 型・B 型につなぐには本人の受け入れに時間を要することが多く、一般就労との中間的な役割が必要であると考え。
- ・委託業務については、人材不足に加え、経営的に優位なものがない報酬の在り方の整理

ができていないと対応が難しい。地域連携の仕組みが必要であり、これらの体制が整備できた後に委託をしてほしいとのことであった。

- ・発達支援については納税者になってもらえるような政策が必要であるとの意見があった。

④社会福祉法人 広島県リハビリテーション協会（障がい者支援施設ときわ台ホーム）

- ・はあとふるは相談支援拠点としては良いが地域活動が出来る拠点ではない。相談支援事業を委託し、地域の方達とできる地域拠点活動に特性を持たせることで利用者の安心感を得ることができる事業を進めるべき、との意見は特徴的であると感じた。
- ・人材確保について、人口減少の中で資格が多くあり、相談員等が少なくなることは目に見えている。
- ・発達障がいの診断の時間が短くなれば良いと感じた。

⑤社会福祉法人 つつじ

- ・就労支援体制が整っており、委託先としては賢明であると思われる。
- ・相談支援事業などについても頼まれれば可能であるとのことであり、市にとっても貴重な施設であると考ええる。
- ・就労定着事業については概ね良好であると考ええる。
- ・早期の療育支援が重要と考えており、現在、二八療育（親が8、子が2）を実施している。親子関係が安定していることが大切で家庭においても療育を実施できるようにすべきである。
- ・発達障がいについて学んだ人や携わった人をどう早く育てるか、支援員をどう育てるかが大きな問題であると考ええる。
- ・市として保育所との連携を取れる人員を増やすことは、市として取り組むべきである。

障がい福祉研究会 市内福祉事業所 視察報告②

日時 令和 6 年 5 月 14 日（火）午後 2 時 30 分～午後 4 時 00 分

場所 社会福祉法人 平成会（多機能型療育サポートかぼの）

参加者 岩崎会長、中川副会長、原田議員

■調査事項

・多機能型療育サポートかぼの」における療育の取組みについて

本市の障がい福祉に関して研究をする中で、4 月 22 日と 25 日に市内福祉事業所にて現状と課題について意見聴取した際に、社会福祉法人平成会様より、意見聴取だけでなく、実際の療育施設、現場を見て障がい福祉の発展・向上に役立ててほしいとのご意見を頂き、「多機能型療育サポートかぼの」の視察を行うこととした。

■視察内容

「かぼの」では子どもたち一人ひとりに合わせた設定療育で「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」を実施しており、施設内はそれぞれのサービスを行うスペースを分けて設置されている。

それぞれの施設を見学しながら、具体的な取組みについて説明を受け、疑問点等について随時質疑応答を行う形で視察を行った。

さまざまな活動がある中で、同じ活動でも提供方法は十人十色であり、一人ひとりに合わせたカタチで提供している。代表的な療育アプローチとして「応用行動分析」「TEACCH」「ライフスキルトレーニング」「PECS」を軸に個別目標を立て達成可能な活動を経験していく中で、自立を目指している。

■視察後の所感など

- ・構造化とは、目に見えない、分かりづらいことを①どこで（場所を示す）、②いつ（時間の流れ）、③何をするか（具体的に）、を視覚的に示すなどして、本人が目で見えて理解しスムーズに動けるようにする取組みであり、構造化によって自立を助け、一日を豊かに過ごせるよう支援されている。
- ・色分け、文字分け → 指示を読み取る練習 → 反復練習
- ・「療育とは、一番丁寧な子育てである」との言葉が印象に残った。

- ・複数の療育施設に通っている方もいるが、連携体制が整っていないことや親への支援がない現状があるとのことであった。
- ・かぼのは、自分だけでは気付かない、自分らしさを「知る」ために専門的な評価（アセスメント）を行い、その子が本来持っている個性や力を見極めて支援を組み立てることにより、自分らしく「育つ」ための個性や能力を引き出し、強みを伸ばすことができる適切な個別プログラム（かぼのプログラム）を実施することを目的にされている。
- ・利用していく中で社会でより良く「生きる」スキルを獲得し、将来は「自分らしさ」を誇れるヒトとなり、社会で自立した生活を送っていただけるような支援を目標とされている。
- ・これらの専門な評価が出来る人材育成は、5年から10年の経験を要する取組みであるとの認識をされていた。
- ・保育現場にはあとふるより専門員を派遣し巡回サービスをされていたが、巡回頻度が少ないのでうまくアセスメントが取れていたとは言い難い状況であるとの意見もあった。
- ・療育機関として教育機関との連携が難しいとの意見があった。
- ・1歳半健診後から療育に取り組むことが出来る仕組みはあるが、うまくつながっていないという課題がある。

障がい福祉研究会 県外福祉事業所等 視察報告

実施日時 令和 6 年 5 月 21 日（火）・22 日（水）

場 所 ①児童発達支援センターめやすばこ（社会福祉法人めやす箱）（岡山県倉敷市）
 ②障がい児通所支援事業所 b o n キッズ谷町（合同会社オフィスぼん）（大阪府大阪市）
 ③豊中市立児童発達支援センター（大阪府大阪市）

参加者 岩崎会長、中川副会長、原田議員、落海議員

■調査事項

- ・施設の運営形態と現在の課題と取り組み方法について
- ・TEACCH 等の療育の手法・発達支援について
- ・子育てから継続した支援方法について

本研究会ではこれまで、執行部からの聴き取りや、市内の福祉事業所である社会福祉人の平成会・東広島市社会福祉協議会・しらとり会・広島県リハビリテーション協会・つつじの視察等により、障がい者支援施設の運営の実態や療育の手法等について調査・研究を行ってきた。これまでの調査・研究から、発達障がい児への支援体制の強化、相談支援体制の改善策、医療機関との連携強化などに課題があること、具体的には早期からの療育の重要性、関係機関との連携強化、人材育成の必要性等が見えてきた。

次の過程として、県外先進地の実態や課題を把握することで、本市内の事業所や、事業所と関わる本市の対応力や方法との違いなどを調査の参考とするため、先進的な取り組みを行っている県外の 3 施設について視察を行った。

■視察内容

①児童発達支援センターめやすばこ（社会福祉法人めやす箱）

- ・倉敷市の発達支援体制について

倉敷市には、倉敷市総合療育相談センター「ゆめばる」があり、支援を必要とする児童の相談から支援計画の作成、その子に合った事業所の紹介まで行っている。その中でめやすばこは、TEACCH トレーニングの考え方のもと、幼児期の親子療育を担っている。



・親子療育施設の活動内容

この施設では、1歳半健診後の親子を対象に週1~3回のグループ療育を行っている。保護者と一緒に活動し、コミュニケーションを重視している。遊びを通して発達の課題に働きかけ、社会性や人への意識を育むことを目指している。活動時間は20~25分程度で、個別の目標に合わせた遊びを取り入れている。

親子療育の取り組みでは、家族支援としては進路相談のほか、家族自身が観察し、考え、気づき、わが子に関わることで子どもとの接し方などを共に考える機会を創出するなどの取り組みをしている。子ども支援としては、社会性に働きかける遊び経験や、伝えたい相手と共感したい気持ち、自分のことを自分でしてみようとする気持ちの醸成などを促している。

これらのサービスを受けるためには、小児科医の意見書を基に受給者証をもらう必要があるが、めやす箱みつけという月に一度開催している体験型プレ療育サービス（独自サービス）から繋がるケースがある。めやす箱みつけは、受給者証がなくても参加でき、グレーゾーンの子どもの接し方や特性などを見極め保護者と共に考えたり、日頃の困り事の相談を受けており、毎回15人程度が参加している。



・ESDM（アーリースタート・デンバーモデル）

めやすばこでは、ESDMという療育技法を取り入れている。これは、1~3歳の自閉症スペクトラム障がい（ASD）児用に開発された包括的な介入指導プログラムで、超早期療育によりASDの症状を最小限に抑えることを目的としている。応用行動分析（ABA）及び基軸反応訓練（PRT）を合わせた一対一での介入と保護者支援から構成されており、大人との遊びや共同作業を通じて前向きな関係を構築することで、社会的関わり、協働注意、楽しみの共有、感情の調整といったスキルの発達を促進するのが特徴であり、海外ではESDMの有効性がランダム化比較試験により確認されている。

- ・療育の需要と課題

療育の需要は高いが、施設数が不足しているため、希望者全員を受け入れられない状況にある。また、検診後の待機期間が半年以上かかり、貴重な時期を無駄にしてしまう問題がある。予算の制約から人員や活動時間に限界があり、保健師や医療機関との連携が不十分である。

- ・大切にしていること

家族との振り返りを重視しており、1日の終わりに家族とスタッフで振り返りを行っている。まず、家族の思いをお聞きすることが大事であると考えている。

家族が手応えを得るために、①家族とスタッフが子どもの姿と一緒に観察し、行動の理由を一緒に考える、②家族とスタッフが互いに子どもに関わる、③うまくいったり、いかなかったりのプロセスを大切にする、④家族がすでに持っている関わりの工夫に気づく、ということを心がけている。

その中で、利用者から見ると先生方が忙しそうにされていて話しかけづらい、話しにくいとの意見があったため、先生の人数を増やして話しかけやすい状況を作った。

- ・他自治体の取組み

佐賀県では検診後すぐに療育につなげる仕組みを作っており、早期療育のエビデンスに基づいたアプローチを取り入れている自治体もある。早期からの働きかけが重要視されている。

②障がい児通所支援事業所 bonキッズ谷町（合同会社オフィスぼん）

- ・専門療育について

当事業所は、自閉症に特化した療育型の障がい児通所支援事業を行っており、大阪市専門療育事業を受託されている。

専門療育は自閉症スペクトラム障がいの子どもたちに対する療育サービスで、大阪市内の複数の事業所が指定管理者として運営している。対象は未就学児から小学校3年生までで、1年間の期間で行われ、保護者への支援として保護者研修が設けられており、子どもの特性や対応方法を学ぶことができる。

事業は9月スタート、8月終了の一年間で実施している。

- ・専門療育の目的と内容

専門療育の目的は、自閉症の子どもとその保護者に、子どもの特性を理解してもらい、その上で適切な対応ができるようになること。療育では構造化された環境を用意し、視

覚的な手がかりを活用して子どもの理解を促し、保護者に対しては、子どもの行動の理由を説明し、家庭でも同様の対応ができるよう支援している。ただ、無理をして療育を受ける必要はないと考える。結局保護者自身が仕事に追われなかなか子どもに向き合えないと成果を出すのは難しい。

- ・ 学校との連携

専門療育を受けた子どもが就学する際、学校との連携が重要になっており療育期間中に学校訪問を行い、子どもの特性や必要な支援について情報共有している。学校側も構造化された環境を用意するなど、専門療育で学んだ対応方法を取り入れることができる体制を目指している。

- ・ スタッフの研修と事業所間の連携

専門療育を行うスタッフには、適切な研修が必要不可欠であると考えている。事業所間での情報共有と連携も重要で、代表者は自閉症支援の経験が豊富であるとともにスタッフへの指導や事業所間の調整を行っている。同時に事業所間で療育の質を均一化するための取組みも行われている。

- ・ 収入源について

主な収入源は、市からの委託事業とサービスである児童発達支援事業である。

③豊中市立児童発達支援センター

- ・ 施設の概要

豊中市立の施設であり、障がい児通所支援事業（児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業）、こども療育相談事業、診療所およびその他事業を実施している。



- ・ 通所支援事業

児童発達支援と放課後等デイサービスを民間の法人に委託している。定員は合わせて76名で、親子通所を中心に展開している。単独通所よりも親子通所に重点を置いており、豊中市内で唯一の親子通所事業所である。

- ・ 相談支援事業

計画相談、障がい児等療育支援事業、保護者支援講座、発達支援親子教室、発達支援

巡回訪問、障がい児通所支援事業所訪問、障がい児通所支援事業所スーパーバイザーコンサルなどを実施している。豊中市立児童発達支援センターが相談窓口となり、早期の気づきと支援への橋渡し、保護者支援を行っている。

こども療育相談では保護者支援講座としてペアレントメンターなどを地域生活支援促進事業として行っている。

・発達支援巡回訪問

3歳児以上の子どもが在籍する就学前施設全施設を年1回訪問し、保育教諭等の早期の気づきを適切な支援につなげ保護者の理解を進めることを施設職員と協働して行っている。この取組みにより保育教諭等のスキルも上がり、巡回しなくても対応できる保育施設も出てきている。

・診療所について

小児科医、整形外科医、児童精神科医が診療を行っている。発達障がい児の初診が約8割を占め、リハビリテーションも提供している。発達検査については、適切な時期に受けられるよう医師が判断している。

・課題と対応策

義務教育修了後の発達障がい児への支援が希薄であることが課題である。新たに義務教育修了後の発達障がい児を対象としたデイサービスを開始した。早期の気づきと支援への橋渡しが必要であり、子育て支援の場でアウトリーチを行っている。保護者支援の充実が求められており、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングを実施している。民間事業者との連携を図り、中核機能事業所の育成を目指している。

■質疑応答など

③豊中市立児童発達支援センター

Q1 豊中市立児童発達支援センターの運営形態と、現在の課題や障がい及びそれらに対処するための取組みについてご教示ください。

A1 通所支援だけは一部民間委託であり、課題は、早期の気づきと早期対応、高年齢時の対応である。受給者証のピークは4歳から7歳であるが、診断・対処せずにもともとあった発達障がいがある、またその傾向がある人たちの現状をつかまないといけない。

ひきこもってしまってから相談にくるというケースが多い。現在は各高等学校をまわって、児童相談や若者支援等を行なっているが、これらの対応によって進学・就職につながっているか？ どういった結果となっているかなど把握できていない部分もある。

Q2 センターの役割・機能として、地域における発達支援の入り口としての相談機能を挙げておられますが、相談は行政側からの訪問などのアウトリーチ型でしょうか、それともセンターで相談を受け付ける形でしょうか。

A2 アプローチの方法はアウトリーチ、子育て支援の場所を使っている。児童発達支援センターに直接来てもらうには利用者としては抵抗があり、子育て支援センターの方が相談しやすいと思われるためそちらを経由してからの相談もある。相談の主な内容として、寝ない、授乳も難しい等があり、発達の課題があると思われる。

Q3 「楽しい子育てのためのペアレント・プログラム」の詳しい内容と、その成果及び課題についてご教示ください。また、対象となる子どもの年齢を3歳～7歳とされていますが、それ以降の継続的な支援はどのように考えられているのでしょうか。

A3 ペアレントプログラムは、落ち着きがない等の子どもの構造・特徴をつかむこと、褒めるということを学ぶことなど、行動の理解や不適切な行動への対応について保護者が学び実践するとともに、子どもとの関わりが良い方向へ変化するための重要な機会である。

Q4 「ペアレント・トレーニング ファシリテーター養成講座」の詳しい内容と、その成果（この講座により地域でペアレント・トレーニングを実践できるようになった人数等）及び課題についてご教示ください。また、継続した講習会は行われているのでしょうか。

A4 養成講座でペアレントの方々に協力してもらい資格取得と事業展開を行なっている。

Q5 センターで実施されている療育プログラムの内容（手法）についてご教示ください。また、子どもの得意分野を伸ばすことも今後の生活上必要であると考えますが、療育の中にこのような考え方は含まれているのでしょうか。

A5 手法としては TEACCH や ABA（応用行動分析学）がある。苦手な所を伸ばすといった療育になりがちだが、個性を重視したい。医療が必要な発達障がいについて医師が2、3歳で判断することは少なく、早くても中学3年生以降である。必要なのは診断ではなくて支援である。早期の診断が必要なのは一部投薬等が必要な場合のみだと考える。

別途 Q 発達支援巡回訪問と保育所等訪問事業の違いと中身は？

- A 保育所等訪問事業は個別に契約して保育所等へ療育ができる職員を派遣し保育所等で療育する方法で、発達支援巡回訪問は、児童発達支援センターの職員（会計年度任用職員を含むが出向等はない）が保育所等を巡回して療育が必要とする子どもを発見し早期療育につなげている。現在は保育教育の経験値が蓄積され巡回する回数も減っているが、中には療育の必要性を理解していただけない保護者もいて時間と労力を必要とする場合もあり、職員と保育士等が協力して対応している。

■視察後の所感など

①児童発達支援センターめやすばこ（社会福祉法人めやす箱）

- ・倉敷市には総合療育相談センターがあり計画策定や専門機関とつなぐ役割を担っているとのことであった。本市ではセルフプランが多いという課題があり、寄り添った行政としていくためには改善が必要ではないか。
- ・倉敷市は人口 40 万人の中核市であることから、施設も充実していた。ESMD で早期介入の取組みがあることは保護者・子どもにとってとても有効的な療育ができることから、ネウボラに組み込めないかと感じた。

②障がい児通所支援事業所 bon キッズ谷町（合同会社オフィスぼん）

- ・専門療育は 3 歳未満で受けることで成果が出やすいことが分かった。
- ・親子療育について、10 年前の親は一緒に取り組んでいたが、現在は施設に預けるという傾向にある。仕事や家事等に余裕をもって取り組むことで成果が出しやすいとのことであり、重要な視点だと感じた。
- ・事業を 9 月～8 月の一年間で実施しており、就学時期の不安な時期にフォローすることで保護者の安心感を得ているのは良いと感じた。
- ・子どもの特性を理解しこれからどのように教育すれば良いか、支援していけば良いかを親が学び、子どもの学習環境を整え、親の学びと実践を bon キッズがサポートしていくという姿勢が徹底されており、親と協力して子どもの家庭教育、学校教育へと支援を広げていくことに研鑽されていることに感心した。また療育終了後に障がい児通所支援事業のサービスを通して自閉症の子どもたちを受け入れていることも非常に良いと感じた。

③豊中市立児童発達支援センター

- ・施設としては、広島市西部療育センターと同等の機能を持たれていると感じた。
- ・医師の配置も含め診断までが6か月とは短いと感じた。
- ・杉の子会のサポートが強力であり、本市も市内事業所との連携強化をしていく必要性を改めて感じた。
- ・豊中市は、平成28年に障がいのある子どもへの支援の基本的な考え方について関係課が集まって取りまとめを行うことで全体の意思統一を図り支援に取り組まれている。数字的な把握は難しいがこれらの支援により教育機関などにも好事例が出ているとのことであり、関係部局の意思統一が重要であると感じた。
- ・親に伝えることが難しい、子どもと親の関わり方を知っていくことが大事だと感じた。

障がい福祉研究会 執行部（健康福祉部・こども未来部）

聴取報告書

日時 令和6年5月29日（水）午前10時00分～午後0時30分

参加者 岩崎会長、中川副会長、原田議員、落海議員

■テーマ

- ・子どもの発達障がいの認知からその後の支援におけるこども未来部と健康福祉部それぞれの役割について
- ・保育所（認定こども園、幼稚園を含む）の発達支援対応と現状について
- ・発達障がい者の支援施設（児童発達支援センター等）の運営支援のための予算の在り方について（国・県・市からの補助金の有無など）
- ・地域生活支援システムの現状と体制整備について

■担当部局

健康福祉部 障がい福祉課 河本課長、松井参事、七ツ河障がい福祉係長、山下主査
 こども未来部 中村部長、植木次長兼こども家庭課長
 こども家庭課 佐々木参事、大杉参事、宮崎母子保健係長
 保育課 上杉課長、吉田専門員、植木課長補佐

■説明資料

【R6.5.29_3 課共通】①発達障がい支援体系図.pdf

【R6.5.29 こども家庭課】①子どもの発達障がいの認知からその後の支援.pdf

【R6.5.29 こども家庭課】R4 年度健診精神発達の状況.pdf

【R6.5.29 障がい福祉課】①発達障害施策.pdf

【R6.5.29 障がい福祉課】③発達障がい者の支援施設の運営支援のための予算のあり方（国・県・市からの補助金の有無）.pdf

【R6.5.29 障がい福祉課】④東広島市地域生活支援システム事業概要.pdf

【R6.5.29 保育課】保育施設における児童発達支援.pdf

■執行部より現状説明（概要）

◆子どもの発達障がい認知からその後の支援におけるこども未来部の役割について（こども家庭課）

1. 役割と取組み

妊娠期から育児期にわたる相談支援を実施。

東広島版ネウボラの実施で、妊娠初期に5万円、生後2か月に5万円の支給。

妊娠後期に面談を行い、おむつとお尻拭きを提供。

生後3～4か月、7か月の面談でインセンティブを提供。

2. 健康診査と相談支援

地域子育て支援センターでの相談や育児相談、子育てガイドブックの配布。

1歳半健診と3歳児健診での発達確認。

健診後の発達支援フローとして、専門医受診や健診事後教室の実施。

3. 1歳6か月児健診と3歳児健診

1歳半健診での発達確認ポイント（通じている感じ、指さし、簡単な指示への従順など）。

3歳児健診での発達確認ポイント（言葉の状況、理解の確認、積み木の色やサイズの認識など）。

4. 健診結果

令和4年度の健診結果では、1歳半健診で経過観察が30.4%、精密検査が0.9%。

3歳児健診で経過観察が22.4%、精密検査が0.7%。

5. 健診事後教室と個別相談

パオパオくらぶ、すてっぷ教室、あいあいくらぶきずなの森などの教室の実施。

個別相談では、1歳6か月児健診後に34%、3歳児健診後に42%が利用。

6. 発達障がいの認知と支援の課題

発達障がいの認知度向上とコロナ禍や核家族化による発達面の課題の増加。

専門医療機関受診までの待ち時間が長いため、健診後の支援が重要。

◆保育所の発達支援対応と現状について（保育課）

1. 保育施設における発達支援

個々の子どもの成長ペースに合わせた支援を実施。

発達障がいを持つ子どもも含めて、個別の支援を提供。
保育士だけでなく、医療機関や療育機関、保健師との連携が重要。

2. 支援を必要とする子どもの増加

令和元年度から比較して 1.83 倍に増加。
新型コロナによる外出自粛や保護者間のネットワークの希薄化が要因。

3. 具体的な取組み

巡回相談：はあとふるによる支援児童の特性判断。
保育ソーシャルワーカーの派遣：家庭への支援や心理カウンセリングを含む対応。
保育コーディネーターの認定：研修を受けた保育士が内部相談に対応。
加配保育士の配置：特別な支援が必要な子どもへの対応。
保育補助者の配置：保育士の業務負担を軽減し、本来の業務に集中。

4. 医療機関・療育機関との連携

広島県リハビリテーションセンター・医療センターや児童発達支援事業所との連携。

5. 小学校との連携

小学校教諭と保育士の相互参加や合同研修を実施。
就学支援シートによる保育所から小学校への情報共有。

6. 課題と提案

専門家の確保や育成が必要。
保護者の同意を得て就学支援シートを活用する取組みの強化。

◆発達障がい者の支援施設の運営支援のための予算の在り方について（障がい福祉課）

1. 健康福祉部の役割

発達障がい支援体系図に基づき、各事業とサービスを提供。
5 歳児までの子どもを対象に、保育所等巡回相談や勉強会を実施。

2. 保育所等巡回相談

はあとふるのコーディネーターや保健師が保育施設を巡回。
支援を必要とする児童の特性判断や環境設定に関する助言。
巡回相談員の増員が必要。

3. 勉強会とペアレントメンター

年中・年長児の保護者を対象に、就学や進路に関する情報提供を行う勉強会。
ペアレントメンターが発達障がい児の保護者に個別相談やおはなし会を提供。

4. 発達障がいセミナー

市民の理解を深めるためのセミナーを開催。

5. 療育待機児童支援

療育待機中の児童を対象に、得意・苦手な点や保護者の困りごとと一緒に考える場を提供。
広島県の支援事業を活用。

6. 障がい福祉サービス

児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの提供。
医師の診断や意見書を基に受給者証を発行し、適した療育機関と契約。

7. 支援施設の運営支援

運営費の補助金はなく、施設設置時の補助金のみが国から提供。
障がい福祉サービス事業所の収入源は介護給付費等と利用者負担。

8. 児童発達支援センターの役割

療育提供に加え、研修や地域課題解決の取組みを実施。
児童発達支援事業所よりも高い報酬体系が適用。

◆地域生活支援システムの現状と体制整備について（障がい福祉課）

1. 地域生活支援システム事業の概要

障がい児者の生活を地域全体で支えるためのサービス提供体制。
複数の事業所と協定を結び、地域の実情に応じた支援を提供。
29 事業所と 20 法人が連携協定を締結。

2. システムの機能

相談機能：市と東広島市子育て・障がい総合支援センター間で緊急的な相談を共有し、ケア会議を通じて連携。
緊急時の受入れ体制：ショートステイなどの緊急入所支援。
体験の機会提供：地域での体制づくりを支援。
研修実施：専門性を発揮し、研修を実施。
自立支援協議会：地域生活支援システム運営部会を設置し、協定事業所との連携強化。

3. 緊急時の対応

24 時間 365 日対応の緊急時相談。

緊急支援期間は原則 4 日間、その後は継続支援サービスへ。

緊急時支援後、関係機関を招集し再発予防を協議。

緊急時支援の利用は事前登録制。

本人や親族、相談支援専門員が市に申請し、審査を経て登録者となる。

■主な質疑

Q こども家庭課の役割について、1 歳半健診における健診内容の中で結果の説明がある。これは誰が説明するのか。また、発達障がい疑いがある子どもの親に対して、直接そのことを伝えるのか教えてほしい。

A 1 歳半健診の結果説明と保健相談は、市の保健師が担当している。健診内容について保護者に説明し、母子健康手帳に記入するのも保健師の役割である。

発達障がい疑いがある場合、保健師が伝えることもあるが、基本的には心理相談員が担当する。健診の結果をすぐに親に伝えるのは難しい場合もあるので、発達に関する相談を希望される方には、発達相談を勧めている。

健診の間では一人当たりの相談時間が 10 分から 15 分しか取れないため、個別相談を案内し、1 時間から 1 時間半かけてお子さんの発達検査や発達相談を行うようにしている。

Q 療育は 3 歳未満までで受けるのが一番理想的ということと言われていたが、ここで親が発達障がいを認めない限り、誰も言えないということになるが、促すということもできないのか。

A 発達障がいかどうかを診断するのは医師であり、保健師がはっきり発達障がいと伝えることはない。疑いがある場合、健診項目の中で多動や言葉の遅れなどが見られれば保護者も気づくことがあるが、保護者が認めたくないこともあり、ケース・バイ・ケースで進めている。

内科診察では小児科の医師が毎回 2 人来ており、医師が診察をする場面で、経過観察ではなく精密検査を勧める場合もある。発達面で医療機関に行ったほうがいいという判定を受けた子どもは 17 人おり、小児科の先生がその判断を下している。保健師もそのお子さんについては医療機関を受診するよう伝えている。

Q この支援体系図を見て、特にこども家庭課やこども未来部に関係するかもしれないが、発達障がいについては早期療育が望ましいと理解している。これまでの視察や様々な意見

を聞く中で、0 歳から 1 歳までの間に早く発達障がい傾向を見つけ、その子に合った療育に入るのが良いと感じている。

そこで質問だが、1 か月児健診や 3、4 か月健診の際に、発達障がい傾向を視野に入れた健診を行っているのか。また、0 歳から 1 歳児までの発達障がいに対する本市の考え方があれば教えてほしい。

A 0 歳から 1 歳の間に育てにくさや離乳食の進み具合、発達に特性があるかもしれないと感じることはある。しかし、そこからすぐに療育につなげることは少ない。当市では、1 歳半健診を受けた後に個別相談を行い、障がい福祉課につなげる意見書を出して利用してもらう流れになっている。

療育には精神発達面と医療面があり、例えば、精神面ではなく身体発達面で問題がある場合（はいはいができない、お座りができない、歩かないなど）は、1 歳を待たずして医療型の療育を利用することもある。これは他の事業所とは違い、県リハなどの医療機関で行われている。

発達障がいについては、当市では 0 歳から 1 歳で意見書を書いて療育に繋げることはしていない。（子ども家庭課）

療育サービスを利用するには、医師の意見書が必要で、医師が療育が必要だと言って初めて利用できる。0 歳から 1 歳の小さい子どもは発達の個人差が大きく、この段階では確定的な診断が難しいこともある。そのため、すぐに療育を始めるケースは少ないと感じている。

1 歳半健診の頃になると、言葉が少しずつ出てきたり、発達の遅れが分かりやすくなる。また、家庭内で問題が見えなかった子どもが、集団生活を始めて他の子どもと違うと気づかれることもよくある。発達障がいはある程度の発達段階にならないと分かりにくいことが多いと感じている。（障がい福祉課）

Q 保育所等の巡回相談についてだが、先進地の視察では保育所への巡回や保育士等の訪問が非常に充実しているところが多く、本市でも行われていると知り、安心した。昨年度は実施ができなかったが、今年は県の委託で 2 名の増員があり、実施できるとのこと。実際に訪問される方は、訪問専門の部署があるか。今後まだまだ人数を増やしていくとか、専門の部署をつくるといった考えはあるか。

A 本市の保育所巡回は、はあとふるに常駐しているスタッフが担当している。具体的には、市の保健師 1 名、臨床心理士の資格を持つ会計年度任用職員 2 名、そして週 1 回わかば療育園から来る職員の 4 名が基本的に保育所巡回を行っている。

ただし、これらの職員は保育所巡回専門ではなく、はあとふるへの相談対応も担っており、特に発達障がいに関する相談を主に担当している。昨年度は人員が整わず実施できな

かったが、保育課の説明によれば対象者は増えている傾向にある。

今年度は3名の常駐職員と週1回の職員で実施し、保育所からの申し込み状況を見ながら対応する。申し込みは6月から開始される予定で、その状況を見ながら対応し、来年度の実施体制についても検討する予定。令和4年までの実施体制は発達障がいコーディネーター2名で行っていたので、その状況も踏まえ、今年度の体制を組んでいる。今後は今年度の実施状況を見ながら検討していくことになる。

Q 私はこの巡回訪問が非常に重要だと思っている。1歳半健診や3歳児健診などで希望者に適切な相談が行われ、丁寧に面談がされていると聞いて非常に安心した。全ての希望者が相談できているわけではないのではと思っていたが、適切に相談が行われているのは素晴らしいことだと思う。

しかし、相談できないことや、後から発見されることもある。幼稚園や保育園で子ども同士を相対的に見て発達障がいなどを発見できる場が、この巡回訪問だと思う。その中で、人材育成が重要だという話があった。人材を育てるにはマンパワーが必要で、時間もかかる。現在の会計年度任用職員2名を含む体制で本当に大丈夫なのか、もう一度考えを聞かせてほしい。

A 体制面での人材確保について、全国的に人材不足が続いている。特に、発達心理相談員として任用した方は、資格と経験を持っている方である。本来は正規の職員でフルタイムの方が望ましいが、実際には会計年度任用職員として流動的な雇用体系を取っている。週に4日以内で勤務時間も比較的自由にできる形で任用し、たくさんの方に応募してもらうようにしたが、資格のある方の応募は少なかった。昨年度の初旬から募集を開始し、今年の1月に1人目、今年度に2人目の雇用ができたところであり、専門性のある方の任用は非常に難しい状況である。

委託という形も考えているが、委託先の事業所の人員体制との兼ね合いもある。巡回相談や療育の部分で足りないところがあれば、委託も検討の一つである。しかし、マンパワーを十分に確保するための地域の社会資源はまだ足りておらず、引き続き、充実させる方策を検討していく必要がある。

Q ある保育園から教育委員会に対して、幼保小連携をしっかりとほしいという要望があった。特に発達障がいを持つ児童の状況を見て、保育士が取ってきた対応方法を担任の先生にうまく橋渡しできれば、先生の負担軽減につながり、その子も授業をきちんと受けられるようになると思う。そのため、保育士が学校に行きやすい状況を作ることが重要だ。これはこども未来部ではなく教育委員会に求めることだが、この思いを大切に取り組んでほしいと思う。

次に、就学支援シートについてだが、情報は提供されているものの、学校の先生が忙し

くて全て目を通していない状況がある。課題にも書かれているように、十分に活用されていないという現状がある。ペーパーにいくら書いても分かりにくい点があり、工夫が必要だと思う。課題として挙げられている「十分活用されていない」という点について、もしさらに思いがあれば教えてください。

A 就学支援シートは子どもたちが小学校に入る前、年度末に作成される。小学校の先生はこの時期に異動があるため、情報を伝えた後に担任が変わることも多く、これが情報連携がうまくいかない原因の一つだと思う。

キーパーソンとなるのは校長先生だが、校長先生も異動がある。このため、情報を確実に新しい担任に伝えるために、キーパーソンを明確にし、その人に情報を伝える工夫が必要である。現在の状態では、前年度末までに先生や学校に情報を渡すが、その後の連携がうまくいっていない。この仕組みを改善するために、我々も小学校と一緒に工夫していきたいと思っている。

Q 保育ソーシャルワーカーの派遣について質問だが、児童を療育に預けたら預けっ放しになる保護者が増えていると聞いた。保護者への療育も必要ではないかと思う。現在、延べ60回の派遣が令和6年の予算ベースだが、予算が取れば60回、80回、100回と増やすことができるのか。その点について教えてください。

A 現時点で、本年度の予算で60回の派遣を計画している。現在、既に20回の派遣を予定している。今後も若干増える可能性があり、特に途中で引っ越してくるお子さんもいるため、増えると思う。緊急的な依頼も含めれば、今年度は60回程度の予算で収まると見込んでいる。それでも足りなければ、予算の増額も検討する。

Q 保育ソーシャルワーカーの派遣について、豊中市には発達支援巡回訪問と保育所等訪問事業があると聞いた。発達支援巡回訪問は、保育園に巡回して支援を行うもので、保育所等訪問事業は、親御さんと契約して療育者が保育園に行き、一緒に療育をするシステムだそう。本市の保育ソーシャルワーカーの派遣はこれと同じようなものなのか、それとも全く別の考え方なのか、もう少し詳しく教えてほしい。

A 豊中市の訪問事業については詳細を知らなかったのですが、目的などを確認してみないとわからないが、我々が立ち上げているのは広島県において同様の仕組みで既に行われているものである。県内で5人を配置し、保育士では対応が難しい家庭の支援も含めた相談を行っている。特に、療育や経済的支援など、難しい相談案件が増えているため、保育士だけでは対応が難しい。そのため、保育ソーシャルワーカーが現場に入って保育士や保護者の相談に対応している。(保育課)

保育所等訪問事業について補足する。これは障がい者の福祉サービスの一環で、全国一律で展開できる事業所と契約し、計画相談で計画を立てるものであり、療育の中で、保育所に行ってお子さんを見て指導や状況確認が必要だという専門員の判断があれば、この事業を利用できる。

保育所等訪問事業は、お子さんの療育の一環として行われるもので、お子さんの支援が主な目的である。そのため、フィードバックは保育所ではなく保護者に対して行われ、契約も保護者と行っている。

一方、我々が行っている巡回支援相談は、保育所に対して支援を行うサービスであり、この点が保育所等訪問事業との違いである。(障がい福祉課)

Q 保育所等訪問支援事業というのは、どの程度実施されているのか。

A 保育所等訪問が実施できる事業所が市内には3か所ある。実際にそれを利用して保育所等訪問をこちらで把握ができるのは、どここの事業所と契約をされているかというところまではちょっと把握はできていないが、受給者証を発行する際に決裁で回ってくるのを見る中では、児童発達支援事業を利用される方で保育所等訪問も併せて利用されるという方も割かしいらっしゃるような状況である。

Q 発達障がいセミナーについて、目的は非常に重要だと捉えている。セミナーは6回開催され、一般市民向け、いきいきこどもクラブ支援員、市職員、医療・介護・福祉関係者向けに行われている。各回ごとにセミナーの内容は変わっているのか、また、一般市民向けの内容について簡単に教えてほしい。

A このセミナーについては、東広島市にある広島県の発達支援センターの事業を活用し、そちらの職員を講師として招いて説明を受けている。

一般市民向けのセミナーでは、発達障がいとはどういうものかについて幅広く説明している。例えば、NHKで放映されていた発達障がいに関する番組を活用し、発達障がいとは何か、周囲の人々にどんなことが期待されているかといった内容の研修が行われた。

また、いきいきこどもクラブの支援員や福祉現場、医療・介護の福祉関係者向けの研修は、それぞれ異なる内容で開催されている。

Q 先ほど保育課から、幼保小連携が難しいという話を聞いた。障がい福祉課は今年の3月に障がい福祉計画を出したが、療育等の計画を見ると、それぞれの分野で自分の守備範囲を侵さずに考えているように見えた。発達に関わる人たちが一堂に会して、データに基づきながら市の基本方針を考える共通認識の場はあるのか、現状を教えてほしい。

A 他機関との連携については、課題として認識しており、いろいろと指摘も受けている。
今回の計画でも、庁内連携や関係機関との連携という言葉が多く出てきていると思う。昨年度に、教育関係機関や庁内での情報共有と課題感の共有を目的として、関係する部署同士で集まり、それぞれの課題を持ち寄る会議を何回か開催したが、昨年度は途中で終わっている。今年度も引き続き続けていきたいと考えている。

また、自立支援協議会という自主的な組織の中にこども部会を立ち上げており、そこで発達障がい話題も出ている。こども部会には放課後等デイサービスなどの支援機関の方々が参加しており、事務局ははあとふるが担当している。支援機関側の課題を共有し、当事者へのアンケートを行い、具体的な数値を集めようとしている。

Q 市として、発達に関して共通、こういう方針の下でそれぞれ考えていきたいと思いますというものはもうできているという認識か。

A それに関して、課題を洗い出したところで今とどまっているところがあるため、それをさらにブラッシュアップして方向性を定めていくというのはこれからというふうに思っている。

Q 本市内の児童発達支援事業所は、現段階でしっかりと協力体制が組まれて、一つの方向性に向いて頑張ろうという雰囲気があるのかどうか。

A こども部会の中では、共通の課題感を持って一緒になって対応できる人を増やしていくとか、そういう方向性が必要だという認識で動こうとされているところである。

Q 一番大きな課題として、協力していただいていた事業所に協力していただけなくなったことがより厳しい状況につながっていると我々は認識しているが、執行部としてはそこはあまり関係ないという認識なのか。

A はあとふるという中に参画いただくことができなくなったというところは我々としても大きな損失だとは思っている。市内で療育を提供する機関としては引き続き間違いなく行っているのですが、その事業所には引き続き良好な関係を構築できるように働きかけは行っていきたい。

Q 事業所自体が市内にパイとして少し不足しているのかなというふうに感じるが、そこは執行部としての認識はどうか。

A 今、現状、社会資源として増えていっている事業所がどういったものがあるかということ、

主にはよく出てくるのはグループホーム、あと放課後等デイサービス、この辺りは増えていっているように感じている。ただ、それでも事業所が増えていく量と発達障がいということで支援が必要とされる方の数を比べると、やはり支援を必要とされる方の数のほうが伸びとしては大きいものがあるので、全体としてはまだまだ足りていない状況であるというふうに認識している。この部分については、ぜひ参画いただける事業所が増えることを我々としても望んでいるところである。

Q 子育て支援施設とかで普通に保護者さんたちの相談を受ける形で発達の支援を受けるといことで、豊中市とかは相談が一気に倍ぐらいに増えたりしている。相談しやすさというところだと思うが、そこら辺は、今、本市の状況はどうなっているか。

A 母子保健では、3歳までに7回面談を行っている。去年から妊娠期からの関わりを強化するため、各地域に設置した地域すくすくサポートで面談し、インセンティブを渡す事業を始めた。妊娠期の関わりは今まで電話だけだったが、すくすくサポートを知ってもらうことで利用しやすくなる。

また、三、四か月健診では面談してインセンティブを渡す取組みも始めている。地域すくすくや日曜日しか利用できない方には中央図書館、市役所の日曜開放、のん太の酒蔵など、行きやすい場所で面談を行っている。7か月のブックデビューでは絵本とバッグを渡している。

定期的に面談し合う機会を増やすことで相談しやすい関係を築き、相談件数も増えると考えている。市役所にも基幹型のすくすくサポートを設置しており、相談件数は令和4年より1.4倍になっている。豊中市の取組みは重層的でこども家庭課や教育委員会も絡んでいるが、東広島では東広島ならではの相談体制を整えており、相談件数は増えると思う。

Q グレーゾーンの子たちの相談も、そこでもう既にやっているという認識でいいか。要観察の人たちに専門的に対応できているか。

A 全員を対象にしているので、その中にはそういうお子様も含まれていると思う。地域すくすくサポートには、主には子育て支援コーディネーターという保育士、子育て支援員を全部に配置している。母子保健コーディネーターは市内3か所に常駐しており、いないところは市役所から巡回で回っている。そこで気づきがあれば、個別相談とか、市の保健師も担当地区制を敷いているので、「じゃあ保健師に相談してみるね」というふうにすくすくからつないでいただくような体制になっている。

Q 専門性がある人たちをどうつなげていくかを私たちは見ている。保健師さんの中には、ある程度の認識を持って取り組んでいる方も多いと思うが、新しい保健師さんもいるので、

全員が今の療育に関して専門的な知識を持っているわけではない。今の状況では、全ての保健師さんがこの子にはどういうアプローチをすれば良いかを指導するのは難しいと思うが、ある程度できるという認識か。

A 保健師は現在、こども家庭課に 13 名勤務している。心理相談員もあり、発達の面の見方については年に 1 回必ず研修を行っている。健診でのポイントも押さえている。ケースの相談については、毎日のように相談があり、チーム制を敷いて対応している。

各圏域を西条チームと周辺広域チームに分け、チーム内でケース検討を行っている。月に 1 回のミーティングで、若い保健師が先輩保健師からアドバイスを受け、同じような支援が皆に届くよう努めている。母子保健の事業で、7 回の面談を含め、様々なタイミングで母子との面談を行っている。その中で保健師の発達に関する見立てのスキルはかなり向上していると認識しているし、自負もある。

ただ、それを適正な療育につなげる方法についての質問だと思う。1 歳 6 か月健診や 3 歳児健診の状況では、医療機関受診やはあとふる、児童発達へのつなぎ方はできているが、その後の流れが課題だと感じている。保健師のスキルは向上しているので、その点を踏まえて対応していきたいと思う。

Q 療育する前段階や、療育をする段階もそうだが、保護者の協力がないとなかなか前に進んでいけないというのが大きいですが、親子の療育について、本市はあまり力が入れられていないのではないかと認識しているが、その辺は執行部としての認識はどうか。

A 共働き世帯が増えているのは、経済的背景があり、生活のために両親が働かなければならないからである。子どもがいる家庭では保育所などが受け皿となっている。健診事後教室のニーズが減少しているのは、低年齢児から保育所に預ける家庭が増えているためである。

気になる子どもを持つ家庭は、育てにくさや関わり方に悩みつつも、共働きで忙しいため、どう子どもに関わればよいのか悩んでいる。そのため、親子の療育が重要だが、市としてはまだ不十分な点が多いと認識している。

発達に特性のある子どもが増えている中で、専門的な知識や支援手法を持つ人材が不足している。子どもは年齢や環境、人間関係によって支援方法が変わるため、専門的な知見を持つ方が保護者に適切なアプローチをすることが重要である一方、障がいという言葉に対する社会の受け入れにくさも課題である。

こども未来部としては、妊娠期から未就学児童までの関わりを大切に、母子保健や保育所、子育て支援センターで相談しやすい環境づくりに取り組んできた。発達の特性は様々であり、それに応じた支援方法を提供するためには、専門的な助言や指導が必要だ。関係機関や部署との連携が大きな課題であり、これが親子療育につながると考えている。

親子療育の重要性を今後も重視していきたいと思う。

Q 最後に、障がい・発達に限らず、本市は今就労支援体制が非常に弱い状況にあると思う。そこら辺について執行部の考え方を聞く。

A ご指摘のとおり、就労に関しては現在非常に弱い部分がある。はあとふると、本市にはナカボツという就労と生活の支援を行う県の機関がある。これらの機関との連携を進めてきたが、さらに連携を強化し、足りない部分を補い合いたいと考えている。

また、以前は就労のコーディネーターがいたが、現在は不在となっている。この部分を再度委託するか、他の事業所に参画してもらえるかを検討し、引き続き働きかけを行っていききたいと考えている。

就労支援に関しては専門性が必要であり、はあとふるの一般コーディネーターでは対応が難しい場合もある。どうすれば良いかを引き続き検討していきたいと思う。

■説明を受けての所感等（まとめ）

1. 本市として統一した障がいのある子どもたちへの支援の基本的な考え方を、教育委員会を含め、しっかりとデータに基づいた形で統一する必要があるのではないか。
2. 保育所巡回及び保育所等訪問支援を充実させていく、専門的に保育所ばかり回るとか、子育て支援の中も巡回して回るといった流れが必要ではないかと思う。
3. 市内の発達支援事業所との連携、協力体制の強化ということで、就労支援体制の確立を含めて、市内の事業所との連携をもっとしっかり取っていただきたいと思う。
4. 児童発達支援に対する人材確保と育成について、実際に療育ができるような人たちをしっかりと育てていく必要がある。保健師は大分発達に関する見立てができるということではあるが、支援員がまだまだ人数的に足りていないため、拡充を求めることが必要だと考える。
5. 支援を必要とする対象者の数の増加に対して発達支援事業所の数が追いついていないという現状がある。やはり療育ができる施設を目指してもらおうという観点もあり、市内のそういった事業所の拡充を促すような計画というものが必要。
6. 子育て支援施設での相談においては、親子の療育に関して、1歳半健診から2歳までと

か小学校に上がるまでの親子での療育という目線も今後必要だと考える。

7. 今は就労支援体制が非常に厳しい状況なので、発達を含めた形での就労支援をしっかりとやっていただきたい。